第二日　　平成二十二年三月十一日　　開　議　午前十時

○議長（齋藤惠一君）

皆さん、おはようございます。

開会前に報告事項がありますので、局長から報告をさせます。

○事務局長（奈良岡信彦君）

農業委員会の工藤　勲会長が全国農業会議第五十六回通常総会に出席中のため、野呂廣志会長職務代理が出席しておりますことをご報告いたします。

○議長（齋藤惠一君）

ただいまの出席議員数は十八名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、二番鶴賀谷　貴君の一般質問を許します。

鶴賀谷君。

〔二番　鶴賀谷　貴君　登壇〕

○二番（鶴賀谷　貴君）

おはようございます。

本日は大変お忙しい中、多くの町民の方に傍聴をいただきまして、誠にありがとうございます。

議長のお許しがありましたので、発言をさせていただきます。

バンクーバー冬季オリンピックにおいてカーリング女子に出場いたしましたチーム青森が惜しくも決勝戦に進出できず、非常に残念な結果になりました。我が国は銀メダル三個、銅メダル二個を獲得いたしました。各選手の皆様は激しく、厳しい練習を積み上げてきた結果の成績だと存じます。ここに国民の一人としてお祝いを申し上げます。しかしながら、メダルを多く獲得している国を見ますと、選手の強化費を百億円以上のお金を使っている国もございますが、我が国日本は、数十億円しか使っておりません。また、政府の事業仕分けでも選手の強化費が対象となり、むだを省くことは必要ではありますが、こういったところにはもっと予算を計上していただきたいと存じます。

また、この三月にて退職される管理職及び職員の皆様、長年のご労苦とご尽力に対しまして、心から感謝を申し上げます。退職された後でも、ご健康で、それぞれのお立場の中でご活躍されることをご期待申し上げます。

今年度は、例年になく多くの管理職の方が退職いたします。行政サービスを

低下することなく、小田桐町長を先頭に残された職員一同のより一層のご尽力をご期待申し上げます。

それでは、平成二十二年度第一回定例会に当たり、さきに通告いたしました項目につきまして質問をさせていただきます。小田桐町長初め、各担当者から明快なるご答弁をいただきますようお願いを申し上げます。

まず初めに、農業政策について質問をいたします。

藤崎町の基幹産業は農業です。小田桐町長初め、歴代の町長は、農業の振興に力を注いでまいりました。しかしながら、国の農業政策の変更により、農家の人々は振り回され、将来のビジョンを描けずにいます。また、気候変動や農作物の価格低迷など、農業を取り巻く環境は厳しいものがあります。このような状況においても、藤崎町の農業をしっかりと守ってこられました農家の皆様方に感謝を申し上げる次第であります。私たちが安心で安全な食料を食べ続けるためには、一つの産業として農業を継続的に発展させなければなりません。少子高齢化が進む中、次の世代を担う農業後継者対策が問題となっております。藤崎町での農業後継者対策の現状についてお尋ねいたします。

次に、経済不況により働きたくても働く場所がなく、仕事につけない方がたくさんおられます。青森県では、そのような方で農業に興味を持っておられる人に、新たに農業を仕事として従事する政策を実施しております。藤崎町では、新規就農者に対してどのような支援対策を実施しているのかお尋ねいたします。

日本の農業の問題は、収益性が低いことだと思います。それは、生産面積の割に機械設備に多額の資金がかかり過ぎるからです。収益性を向上するためには、生産面積をふやして、機械を効率よく運用することが必要です。そこで、農地の集約化対策についてお尋ねいたします。

また、農業というものは機械だけではできず、人の手が必ず必要となります。農家の方の高齢化が進む中、農業従事者、農業作業者の高齢化も進んでおり、その確保が難しい状況にあります。そこで、農業従事者を確保する対策についてお尋ねいたします。

次に、藤崎駅舎のトイレの改修についてお尋ねいたします。

本年二月十四日に、藤崎町駅前通りにおいて、「なべワングランプリイン停車場通り」が開催されました。これは木挽町の町内の方を中心に藤崎町停車場通りけやぐ会を組織して、実施されました。商工会の絶大なご協力のもと、当日は町内外から約三千人もの方がご来場され、非常ににぎわいました。

また、木挽町は藤崎町夏まつり合同運行の場所でもあり、町内外から多くの

方がお越しになる場所です。そのようなときは、藤崎駅を利用される方もいらっしゃいます。また、通勤通学などで藤崎駅を利用している多くの町民もおります。藤崎駅舎のトイレはまだ水洗トイレではなく、男子トイレとの区別の壁もなく、非常に不評なトイレです。新幹線が青森駅まで開業される今年、多くの観光客の誘致を進める中、環境整備を進めることが必要と考えます。

そこで、藤崎駅舎のトイレの改修について、どのようにお考えかをお尋ねいたします。

次に、小口資金特別保証制度の借入金の利子助成についてお尋ねいたします。

昨今の不況やデフレにより、商工事業者は売り上げや利益の減少など、大変な財務状況にあります。藤崎町では、今年度の当初予算に小口資金特別保証制度の保証料の助成金を計上しておりますが、もう一歩踏み込んだ政策として、借入金の返済の一年間の利子額を補助していただくと事業者もその分、資金繰りが楽になると思います。近隣市町村でも同様の制度を実施している自治体もあります。

そこで、小口資金特別保証制度の借入金の利子助成について小田桐町長のお考えをお尋ねいたします。

次に、プレミアム付き商品券発行事業についてお尋ねいたします。

平成二十一年度に、プレミアム付き商品券発行事業に対して、藤崎町では補正予算を組んで、三百万円を助成いたしました。一〇％のプレミアム付きの商品券を発行したもので、完売されれば三千万円の波及効果があったかと思いますが、その実績についてお尋ねいたします。

次に、プレミアム付き商品券は、国のエコポイント制度と同じ時期に実施されたもので、「有効に使わせてもらった」という声を多くの町民からお聞きしました。私はこのプレミアム付き商品券発行事業は、費用対効果を考えた場合、数倍、数十倍の経済効果をもたらした非常に有効な政策と思います。

そこで、予算規模は縮小してでも、平成二十二年度においても、この事業を実施していただきたいと存じますが、小田桐町長のお考えをお尋ねして、壇上からの質問を終わります。

○議長（齋藤惠一君）

二番鶴賀谷　貴君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長　小田桐智高君　登壇〕

○町長（小田桐智高君）

皆さん、おはようございます。

鶴賀谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、イの農業後継者の人財の育成についての農業後継者対策の現状についてでありますが、県では、攻めの農林水産業を担う経営体を育成、確保するため、新規就農希望者から認定農業者まで、その経営レベルや経営形態に応じて、関係団体と連携しながら、各種施策を活用し、支援しているところであります。特に、来年度は本県農業の将来を担う若手農業トップランナーの育成や厳しい雇用情勢に対応した農業法人等への雇用形態での就農促進などについて重点的に取り組むことになっております。町といたしましては、担い手育成総合支援協議会が中心となり、町の農業の担い手となる農業経営者の育成、確保を図るため、県及び農協等と連携を密にし、担い手などの育成対策を推進していくとともに、意欲ある若手農業後継者を知事が認定する青年農業士に推薦しているところであります。

また、リンゴ産業の発展に寄与できる人材の育成を図るりんご産業基幹青年養成委託費や農薬に精通した人材の育成を図るりんご病害虫マスター養成委託費などを予算化して、若手農業後継者を支援しているところであります。

次に、新規就農者に対しての支援対策についてでありますが、昨年度策定した町の新規就農促進基本計画及び新規就農者受入計画に基づいて、現在対応しているところであり、施策としては、新たに農業経営を行うための相談活動や就農計画の策定などの支援、栽培技術指導及び各種研修会の活用への支援、営農及び生活費の確保への支援、農地、営農施設、機械、住居の確保に対する支援等を町農業委員会、農協、中南地域県民局等の連携を図りながら支援しているところであります。

次に、ロの農地の集約化についてでありますが、町の農業経営基盤強化促進に関する基本構想では、認定農業者等の担い手が占める面積を現在より三百二十六ヘクタールふやし、平成二十六年度までに一千五百十六ヘクタールとし、全体の六三・二％までにしていくことが位置づけられております。これらの担い手に対しては、経営感覚に優れ、安定して経営を行う農業者を育成し、それらの農業者が農業生産の相当部分を担うような農業構造としていく農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業や、農地保有合理化事業を活用し、町農業委員会などが連携しながら、担い手への農地の集約化を図っているところであります。

また、同法律の改正によって、農地を効率的に利用できるようにするための、

農地利用集積円滑化事業が創設されており、円滑化団体となる町農業協同組合、土地改良区などが農地の所有者の委任を受け、代理して農地の貸し付け等を行うものであり、今後積極的に活用していく予定であります。

次に、ハの農業従事者の確保についてでありますが、つがる弘前農協、津軽みらい農協においては、組合員の高齢化や後継者の農業離れなど、管内の農業を進める上で、農作業従事者が不足している現状であり、これらの対策として、農業従事者無料職業紹介所を設置し、農業に携わる有力な人材を公募して確保しながら、現在九十名の登録者数で、リンゴ、水稲、野菜などの農作業を実施しているところであります。

また、町社会福祉協議会のシルバー人材センターにおいても、町内に居住する六十歳以上の健康な方で、臨時的かつ短期的に就業が可能な場合、みずからの生きがいの充実や社会参加を希望する方々を中心に運営しているところであります。今後とも農作業従事者無料職業紹介所を中心として、シルバー人材センター等も活用しながら、農家の労働力不足に対応していく方向であります。

次に、イの藤崎駅舎のトイレの改修についてでありますが、ＪＲ五能線藤崎駅のトイレにつきましては、建物の老朽化、男女の区別がない、水洗化がされていないなど、利用しづらい現状のため、列車を利用する方や、地元の木挽町町内商店関係者など、多くの皆様から駅周辺の環境整備の一つとして要望が寄せられているところであります。藤崎地域の玄関口であり、その土地の顔にも例えられる藤崎駅周辺の環境整備については、公共性、地域の活性化、防犯上などの観点に加え、今年十二月に迫りました東北新幹線開業に伴うさまざまな効果を享受するためにも、町といたしましては、重要な課題と考えております。こうしたことから、藤崎駅トイレの改修につきましては、今後管理者であるＪＲ東日本秋田支社への要望や、協議を早い段階に行い、実現に向けて前向きに取り組んでまいるつもりであります。

次に、ロの小口資金特別保証制度の借入金の利子助成についてでありますが、町では、町内の中小企業者の安定的な資金調達を維持し、企業経営の安定に資するため、県信用保証協会並びに金融機関との連携による町小口資金特別保証制度を実施しているものであります。本制度は、この制度に沿って、金融機関から貸し付けを受ける中小企業者を対象に、信用保証協会が借入金の保証を行うことで、事業の運転資金や設備資金の円滑な調達を図っているものでありますが、町では現在、本制度に対する上乗せ支援策として、信用保証を受ける際に、企業が負担しなければならない信用保証料の全額補助を実施していること

から、借入金に対する利子助成については今のところ実施の予定はないものであります。

次に、ハのプレミアム付き商品券発行事業についての平成二十一年度プレミアム付き商品券発行事業の実績についてでありますが、事業主体である町商工会の事業実績報告によりますと、発行した商品券三千セットは完売し、購入者の状況では、町内七百八十一人、約八六％、町外百二十七人、約一四％となっております。また、商品券の取扱加盟店数でありますが、全体で百九事業所、うち藤崎地区が七十五事業所、常盤地区が三十四事業所となっており、その中で、いわゆる大型店は五事業所となっております。そして、その商品券の利用回収状況でありますが、商品券発行数三万三千枚に対し、回収された商品券数は三万二千九百四十九枚、額面では三千二百九十四万九千円であり、五十一枚が未回収となっております。

また、地元商店等と大型店の利用状況の比率でありますが、地元店が四八・八八％、大型店が五一・一二％という報告を受けております。

次に、今後のプレミアム付き商品券発行方針についてでありますが、現下の非常に厳しい経済状況下においては、地域内消費の拡大を推進し、地元商工業者の事業意欲を喚起し、商店街等の活性化につながるような取り組みは重要と考えております。今後とも町商工会との連携を密にしながら、関係者の創意工夫に対しては、必要な支援を検討してまいりたいと考えております。

以上、鶴賀谷議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（齋藤惠一君）

二番鶴賀谷　貴君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより二番鶴賀谷　貴君に再質問を許します。

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷　貴君）

二番です。

まず初めに、丁寧なるご説明をいただきまして、ありがとうございます。

私、今回通告書の方にも書かせていただきましたけれども、農業の後継者の要は人財という字ですね。人財。私は今回人に財産の財を書いて人財という形で提出いたしました。普通であれば、材料の材、ですから、こういう人材を使うんだと思います。私は人は材料ではないという考えのもとで、この人材は余り使いません。私は研修でもよく話をするんですけれども、人材っていっぱいあるんですよ、言葉は。研修の中でもよく話をするのは、「あなたはどういう

人材ですか」と言うんですよ。人材をちょっと言えば、ただいるだけの人、ただいる人、存在するだけの人、ただ与えられた仕事だけをやる人はこういう「人在」と言うんです、私たちの定義では。ただいる。まだいいんです。ただいるんならまだいいです。ただし、元人材、もう済んだ人、こういう人はどういう人かというと、「わだっきゃあど何年もさねはんで、わだっきゃいがねんだね」とか、「わだば無理だね」とか、そういうある意味では意欲のない人を私たちはこの「人済」を使います。もっと悪いのが、この「人罪」、罪悪の罪、これは例えば社長が「こういう厳しい状況だけれども、この会社はこうしていくべと。うちの会社はこうやっていこうと」という時に、「なんも、社長言っているのだっきゃ無理だね、それだきゃ無理だね」って、無理なことを自分だけでしているんならいいですよ。回りに広めていく人。要は人間的ふらん病の人。「あれだっきゃ無理だはんでやめるは、まいねね、そしたことやってもまいねね」と、悲観的な人。これをこの「人罪」を使います。

先ほどお話ししました私はこの「人財」、財産の財を使いたい。ただし、この人財にも大きな欠点があります。それは何かというと、この人財も腐るんですよ。成長しなくなるんです。それは何かと。教育しないからです。必ず腐るんです。だから、教育は必要だという観点でございます。

まず初めに、私はなぜこの「人財」を使ったのかからご説明をしていきたいと思いましたので、一言だけ時間をとらせていただきました。

続きまして、農政課長の方にお尋ねいたします。

先ほど町長の答弁の中にありました担い手育成総合支援協議会というお話がありましたけれども、これの具体的な構成メンバーとか、ここでやる事業内容とかをお尋ねいたします。

○議長（齋藤惠一君）

農政課長。

○農政課長（浅利　克君）

お答えいたします。

当町の担い手育成総合支援協議会ですけれども、メンバーとしては藤崎町の農政課、それから農業委員会、それからつがる弘前農協藤崎支店長でございます。それから津軽みらい農協常盤支店長、それから弘前広域農業共済組合畑作農作物課でございます。それから中南地域県民局地域農林水産部農業振興課、それからもう一つ中南地域県民局地域農林水産部普及指導室黒石普及分室でございます。あと、オブザーバーとしては東北農政局青森農政事務所地域第一課

という形で構成しております。

それから、実際どういうことかということですけれども、本町の農業の担い手となる農業経営の育成確保を図りながら、担い手農家を拡大推進していくということでございます。具体的にどういうことをやっているかといえば、まず、認定農業者のことについて言えば、現在水田農業のビジョンというのがあります。それに位置づけられた担い手、そのうちの基本構想にもう既に到達してしまっている人、それから、今後育成すべき農業者、これをまだ認定農業者になっていない場合は認定農業者まで持っていくと、誘導していくということが第一点でございます。

それから、農業委員会でやっています地域の認定農業者を掘り起こす運動、これをやっていますので、これと連携して、認定農業者へもっと誘導していくと。これが認定農業者の項目でございます。

それから、新規就農者、これに対しては、今後の担い手である新規就農者の育成、確保を推進するため、認定農業者等の誘導を図っていくということで、それが新規就農者。

あとは農業経営の法人化、それから、集落営農の組織化、法人化、この辺のことも検討していくということでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤惠一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷　貴君）

今、お話を承りましたけれども、後継者、担い手という、その一つのテーマに当てはまると、非常に重要な、この協議会だと思います。ですから、重要なだけに、やはりこの協議会の活性化が藤崎町に与える農業に対して、非常な役割を担っていると思いますので、ぜひともここのところは、いろいろな各種団体、それから農業経験者も含めての組織だと思いますので、ぜひともこれを活性化していただきたいと、ご指導していただきたいと、町でもっと指導的に活発な組織にしていただきたいと思っております。

続きまして、また一つ農政課長にお聞きします。

先ほど、話がありました町では、農業後継者や担い手のこういう大きな協議会ではなくて、もっと農家の人たちが集まるような、そういう会というのはあるんですか。

○議長（齋藤惠一君）

農政課長。

○農政課長（浅利　克君）

お答えいたします。

いわゆる若手の会だと思いますけれども、つがる弘前農協青年部藤崎支部ということで、十七名構成しております。それから、ＪＡ津軽みらい常盤地区の青年部、以前はＦＴＡクラブといっていましたけれども、常盤地区の青年部は現在九名で構成しております。それから、こういうクラブがありますけれども、それ以外で認定農業者リストに載っている方は十三名という形でとらえています。

以上でございます。

○議長（齋藤惠一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷　貴君）

町長にお尋ねいたします。

今、聞きましたけれども、何かこう常盤、藤崎という、まだ分かれているような感じがするんですね、今の答弁を聞いても。ですから、やっぱり藤崎町一つになって、藤崎町の農業をこれからどうしていこうかという、その若手の人たちの集まりですから、何か町が主導になって、その人たちを一つのグループにして、組織だっていけば、もっと活発になるんじゃないかなと、こう思うんですけれども、町長のご意見をお伺いします。

○議長（齋藤惠一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

今紹介したそれぞれの青年部等の団体は、それぞれの農協さんを通じての組織だというふうに思いますけれども、当町は二農協に系統が分かれておりますので、必然的にそうなる。それを一つの団体として町の農業振興のための若手、あるいは後継者の団体というのは必要かと思います。一つには、認定農業者の会というのがあります。それは常盤、ここにも会員が二名、三名いらっしゃいますけれども、それも代表する藤崎町の一つのこれからの農業振興のための種目は問わない、米もリンゴも花卉も蔬菜、農産物全体の農業振興、生産、経営安定のための団体と私は認識しております。これらも去年の暮れ、それから今年に入っても頻繁に会議を重ね、その会の本当の意味での生産者のための安定

経営のための講習なり、話し合いなり、協議がだんだん深まってきているところでありますので、私はこの認定農業者の会の役割に大いに期待していきたいと思っております。私も毎回出席させていただいております。

以上です。

○議長（齋藤惠一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷　貴君）

そういった意味で、先ほどお話しは、藤崎町の基幹産業は農業ですので、とにかく農業を活性化していただきたいと思っております。

続きまして、後継者問題ということなので、一つ事例を挙げてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

これは教育長にお伺いいたします。

まず、青森県の新規就農者条例というのがあるんですけれども、この中に、新規就農者対策の展開というところで、第一項目めにこういうことが書いてあります。「就農促進の啓発と育成、小中学校のときから農業に対する関心を養うため、農作業の体験などを通じて、農業、漁村の魅力やよさを啓発していきます」というのが第一項目めの第一行にあります。そしてまた、諸外国はどうなのかというと、例えばフランスであれば、小学校から大学まで、授業のカリキュラムの中に食や農業に対する教育を取り入れていると。だから、フランスは農業が強いんですね、多分。関心がある。そういうふうにカリキュラムを組んでいるから。ということで、農業の何でもそうなんですけれども、後継者問題というのは根っこはやっぱり小さいときからの育成というのが必要だと思うんです。そういった点で、我が藤崎町では、農業体験、小中学校における農業体験の現状をちょっとお知らせください。

○議長（齋藤惠一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

お答えします。

我が町の農業の主力はリンゴとお米であります。そういう意味からすれば、小学校ではリンゴ学習体験を実施しております。三年生から五年生の中で、この中身は、まず授粉作業から入りまして、それから収穫まで、その間に葉とり、玉回しとか、これは学習発表会の中で発表させていただいていまして、私も参加しましたけれども、本当にびっくりするぐらいいい質問をしておりました。

また、米づくりについては、田植えから収穫の稲刈りまで、これを草取りを初め、一連の作業を五年生を中心に今実施をしております。最後には、収穫の喜び、これを味わうためにもちつき大会、これを実施しております。そのほか、サツマイモ、枝豆、トウモロコシ、それからジャガイモ、大豆、ミニトマト、これを学校菜園の中で各クラス、各学年が体験しながら、農業に対する関心を強くしているところであります。

そのほか、中学校では、実業の藤崎校舎との交流を図りながら、リンゴ体験を実習しております。また、お米のとれた後の稲わらを使った伝統的な工芸品を使いながら、これは地域の交流を図りながら実習しております。

いずれにしても、いろいろなここでなければ体験できない農業を体験しながら、地域との交流、勤労の喜び、豊かな人間性を図りながら実習をしているところです。

また、給食センターができましたので、ここにおける食育、地産地消を通しまして、この地元でできる食材を使った給食が多いわけですので、どういうものがとれて、どういう形でこれが食べられるかの食の安全、大切さも実習をしているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤惠一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷　貴君）

やはり、幼児期の体験というのは人間の脳の発達からいくと、非常に記憶に残っていく。ですから、非常に農に対してとか、農業に対してとか、そういう教育長から食育までのお話しされましたけれども、最終的にはやっぱりそこまで行くんだと思うんですよね。ですから、今私は農業という一つの産業だけにいって質問させていただきますけれども、やっぱりそこに対していくと、食、もっと大きい意味でいけば、人が生きるところ、生きるまでの過程、これが一つの大きなテーマになっていっているんだなと思いますので、ぜひとも子供たちには勉学も必要です。スポーツも必要です。しかし、そういう体験、人とふれあうとか、農作業をするとかという体験も必要だと思いますので、ぜひともそういった点でご指導をいただきたいなと思っております。

続きまして、もう一度農政課長にお聞きいたします。

町単独で、新規就農者に対しての予算措置、今私が冒頭質問しましたけれども、その予算措置について、どの程度予算が使われているのか、お尋ねいたし

ます。

○議長（齋藤惠一君）

農政課長。

○農政課長（浅利　克君）

お答えいたします。

いわゆる新規就農者のうち、県から認定された人を認定就農者といいます。その方々に対して、県のかさ上げ、四分の一に対して、十二分の一ということでかさ上げを実施しております。具体的には野菜等生産力強化対策事業、冬の農業省エネ施設等整備事業ということで、十二分の一ですので、二十万円ぐらいということでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤惠一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷　貴君）

今、二十万円と聞いて、ちょっと私自身がまだまだ勉強不足な点もあるのであれなんですけれども、随分新規就農者に対しての予算額というのは、ちょっと少ないような、私、イメージをしています。

そこで、今度は町長にお尋ねいたします。

先ほど課長からもありました県の認定就農者に対しての助成というは、これは県でやっている今のお話である助成金もありますし、自治体単独でやっているのもあります。一つの例として、例えば鶴田町であれば、新規就農者に対して、機械だとか、そういうものの助成だけでなくて、毎月五万円十二カ月町で支給しているんだと。この一年間十二カ月というのは、農作物というのは、多分三カ月とか四カ月とか、数カ月でできるものもありますし、例えばお米だとか、リンゴだとか、ニンニクだとか、ある一定の期間、要は一年を通さないと栽培ができない。それから栽培能力も身につけることができない。そういう農産物もあるので、一年間という形で支給しているんだと思います。確かに、先ほど私聞きましたけれども、いろいろな助成金ありますけれども、農家の方が一番困るのは、やっぱりそれだけでは生活していけない部分もあると思うんです。新規で農業をやろうとしていてもですよ。ですから、こういった政策も私は藤崎町ではこれから農業を本当に育てていくんだという、担い手、若手を育てていくんだといえば、こういう政策も人への投資、例えば、いろいろな藤崎町ではスプリンクラーの助成金やわい化、その他、いろいろやっていますけれ

ども、人への投資、物じゃなくて、人への投資というのが、私は必要だと思っております。この件について、町長の考え方をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（齋藤惠一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

農業に関するこれからの後継者問題が一番注目を浴びながら、その施策の展開というのが問われる今現状の中で、担い手というような認定農業者というような形での資格を持ってもらっての頑張ってもらうと。そして、後継者不足なのであれば、新規就農者ということに対する手当てということもやはり考えなければならないと思いますけれども、国、県の制度もあるわけですけれども、町独自のこの地域にふさわしい、そういった支援体制もやはり強化していかなければならないと、今改めて考えておりますが、その詳細についてはどういう形態がいいのか、支援体制がいいのかということは、十分協議をさせていただきたいと思います。

当町は、リンゴ、お米、あるいはニンニク、蔬菜等、また花卉、それから畜産関係も非常に幅広く農業の生産、そして移出、それから販売して、加工も含めてやっているわけであります。どういった新規就農者に対する支援体制、支援の方法がいいのかということを十分協議させていただきたい。

いずれにいたしましても、この地域を支える経済というのは、農業だということを基本に、これからも農業施策の展開を図ってまいりたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（齋藤惠一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷　貴君）

続きまして、また済みません。農政課長にお尋ねいたします。

先ほど町長の答弁もありましたけれども、農業従事者の確保についてですけれども、農業従事者の確保というのは、雇用面でも、私、大きな役割を果たしていくものだと思っているんです。先ほどの話によると、農業従事者無料職業紹介所と、こういうものがあるということなんですけれども、私自身もすごく勉強不足なのは反省しております。それの前提でお尋ねしますけれども、私この言葉、今初めて聞いたんですよ。ですので、この制度そのものをもっと町民の方に認識してもらいたいと思うんですけれども、この対策についてちょっと

お伺いいたします。

○議長（齋藤惠一君）

農政課長。

○農政課長（浅利　克君）

いわゆる両農協ですけれども、農作業応援者ということで、農業ヘルパーということで今実施しております。具体的には広報で二〇〇八年五月の広報、それから二〇〇九年九月の広報、二回ほど従事者の募集ということで説明しているはずでございます。特にＪＡつがる弘前ということでは、全体的には労働力確保のために職業無料紹介事業ということで設置いたしますよということで、その中身としてはリンゴ、水稲、野菜の農作業のお手伝いということで時給六百三十円とか、午前八時から午後五時までということで通勤可能な方とか、きちんと位置づけて広報等で今後ともＰＲしていきたいというふうに思います。

○議長（齋藤惠一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷　貴君）

昨日の広報にも、平成二十二年度の藤崎町農作業標準賃金表というのが入っていましたので、こういうものに対しては、ああこういうふうな形でやっているんだなと、私自身ちょっとわかったんですけれども、こういう基準で藤崎町ではやっているということでございます。

そしてまた、私の知り合いなんですけれども、弘前で、今非常に不況で、働く場所がない、要は就職したくても就職できない人たちを対象に、その人たちを集めて、農作業をさせようという形で取り組んでいる会社もあるんですよ。これは、三カ月間の見習いで、テキスト代だけは本人からいただくと。ただし、これに対しての作業は国からの訓練助成金を農作業をやった人に直接行くと。こういう制度を設けて、実際に実施している組織もあるんです。

ですから、先ほど私お話しした、農業というのは、今のこれからの時代は雇用面でも非常に大きな役割を担っていくんだなと思っております。ですから、農業の振興というのは非常に大切なんだなと、こう思っております。

そしてまたこの中で、研修していく中で、興味があれば、農業に従事して、専業農家としてやっていくという方もいれば、先ほどの担い手の問題も解決されていくのかなと。これは何もこの津軽の地域に限ったことではなくて、これは全国から来てもいい制度だみたいなので、こういったことで、この津軽の農業をもう一度、より一層発展させていこうという努力をしているところもあり

ます。

それで、続きまして、駅舎のトイレの改修です。

町長にお尋ねします。

これは町長の議員の時代からも藤崎の駅舎の問題というのは、多分いろいろなところでお聞きになったと思います。先ほどの答弁にもありましたけれども、協議していくということなので、私は一つだけ町長にお伺いしたいのは、私がこういうふうなトイレという形をいろいろな方にまず言ったんですよ。そしたら、「トイレだけでなく駅舎そのものをどうするんだば」という話にもなるんです。ですから、私は「とりあえず駅舎だのって言えば、また時間かかるので、今回トイレを何とかしてほしいと私は思っているんだ」ということで、今回の質問ではトイレの改修ということで町長にお尋ねしましたけれども、町長自身は、全体的に、例えば駅舎そのものとか、全体的なもののお考えなのか、それともそういうのではなくて、今のところこういうトイレだけという考えなのか、そこのところをお尋ねいたします。

○議長（齋藤惠一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

藤崎駅舎については、登壇で答弁したとおりでありまして、ここの管理者というのがＪＲであります。町ではありません。ただ、町の玄関口として、あるいは町の顔としての一つの鉄道の出入り口といいますか、人の交通機関の一つなわけで、非常に重要な町としても施設の一つだというふうに考えております。ですから、ＪＲと十分協議して、こちらが先行するというような形でなくて、ＪＲの企業経営の中での戦略がどうなっているのかということも基本にやはり踏まえながら、おこがましくならないような形で、駅前周辺を整備するという、したいというのは地域住民の願いがあるんですけれども、私も駅舎という形ではなくて、駅も含めて駅前周辺、あるいは商店街まで含めての活性化、それに向けての環境整備、これを考えているところであります。その中で、一番目立つといいますか、長年の懸案になっているところの部分がさしずめトイレということがクローズアップされておりますので、ここをできるだけ早目に新幹線開業も含めまして、とりあえず協議すれば何とかＪＲと町とでタイアップすれば、整備できるのではないかなという思いで考えておるところであります。

以上です。

○議長（齋藤惠一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷　貴君）

ぜひとも、協議自体はできるだけ早目にお願いしたいと、こう思っています。

続きまして、小口資金の特別保証制度の利子という形で質問させていただきたいと思います。

町長にお尋ねします。

町長は、世間ではリーマンショックとか、ドバイショックとかって、こう言葉がありますけれども、日本の経済でなくて、例えば青森県、例えばこの津軽でもいいです。この津軽に対してのリーマンショックとか、ドバイショックというのはどういうふうな考え方でおりますか、感じ方をしておりますか。

○議長（齋藤惠一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

金融ショックといいますか、金融の面での世界的な変動がありまして、さまざまな、ほとんど全世界の国々に影響を与えていると思います。そういう意味では、今もなお続いているわけでありまして、あれが発端となって、景気の低迷を招いているというのは、相当大きな部分ウエイトを占めていると思います。早くこれから立ち直って、世界的な会議も開かれておるんですけれども、これといった具体的な処方箋というのがまだ描けないで、各国苦労していると思うんですけれども、日本は経済大国とまで言われた国ですので、勤勉な日本国民のそういう性質を持って、努力して、早く立ち直っていければなというふうに、こう考えております。そういう面では、国や政治、あるいはまた我々行政にもその責任の一端があると思いますので、さまざまな施策を展開しながら、それに打ち勝っていきたいなと、こう思っているところであります。

以上です。

○議長（齋藤惠一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷　貴君）

非常に地元ではない、ほかの環境、概況を受けながらの今の経済だということで、先日新聞紙上で青森県の全体の有効求人倍率〇・三という形で載っていましたね。〇・三ということは、仕事を十人したいと思っているんだけれども、働く箇所が三カ所しかないと、三人しか就職する場所がないということですね。

それで、私調べました。弘前管内、黒石管内、職業安定所を調べました。弘前地区の管内では〇・二五です。黒石管内は季節要員も含めての話なんでしょうけれども、〇・一〇、十人に一人しか就職できない、黒石管内は。

それで、先ほど、私、町長にお尋ねしたのは、今のこの経済不況というのは、農家で言えば、台風とか雹被害を受けているような状態なんです。ですから、百年に一度の経済不況と言うじゃないですか。ですから、私、非常にそういう中でも藤崎の地元の事業業者が首も切らない、そして一生懸命自分たちで努力して、雇用を守っている事業者がたくさんいるんです、この藤崎町で。ですから、私は、この経済不況の中ですから、あえて一歩踏み込んだこの利子までの保証をしていただきたいなと、こう思って私今回一般質問させていただいたんです。

ですから、これを継続的に実施してほしいという意味じゃなくて、いま一度この厳しい状況、経済状況なので、だから、ここのところを助けてほしいと、こういう思いなんです、私の思いは。ですから、これは何も地元の商店会の社長さんたちが何も悪いのではないんですよ。今町長が言ったとおり、ほかからの圧にかかって、今こういう経済になっているんですから、何とかここの地元の業者さん、商工業者さんを助けてほしいと、この思いで、私は質問させていただきました。

ですので、何とかこれも先ほどの答弁で、今後の今の予定はないという形でありますけれども、先ほど話ししたように、緊急性と重要性を考えて、何とかここを見直ししていただきたいなと、このように思っております。

続きまして、プレミアム商品券の発行事業についてお尋ねいたします。

すごく好評で、先ほどの話でいくと、約四九％が地元商店街と、五一％が大型商店街と。私はもうちょっと比率がこう差が開いて、大型店に行く人が多いのかなと思ったら、やっぱり半分半分のところで地元の商店街からも買い物をしている方がたくさんおられたと聞いて、私は安心しました。ですから、先ほどお話ししたように、このプレミアム商品券、非常に有効的だったんだなと、これも先ほどお話ししたように、地元の商店街を活性化しようという形で、商工会が中心になってやった事業でございます。

昨年実施して、仮に今年度実施すると言えば、そんなに経費がかからないと思います。というのは、商店街が実施している商店街に掲げるのぼり旗だとか、そういう備品だとかというのは今まだ残っています。新たにかかる経費とすれば、例えば周知徹底するチラシ、それからプレミアム商品券の印刷代と。こう

いった形で、昨年やっぱりそういうふうなもので準備しているものですから、今年度はそんなに事業費がかからないで実施できるのかなと思っています。

そしてまた、先ほど町長からの答弁もありましたけれども、三百万円で三千万円の売り上げ、経済効果をつくったわけですから、これはやっぱりすごい経済効果だと思うんですよ。ですから、これも何とか今この厳しい商店街を活性化する、励ます意味でもご検討していただきたいなと思っております。

時間がないので、最後でございます。

私今回農業と商工観光という二つの二大テーマで質問させていただきました。これは藤崎町にとっては、どっちも大切です。農業だけいいばいいとか、工業だけがいいと、商工業だけがいいと、こういう問題じゃないんです。ですから、要は、そのバランスが必要だと思っております。ですから、農業の問題点もお話しして、そして商業が今抱えている現状も少なくとも町長にわかっていただいて、助けていただきたいと、いうことで、私は今回一般質問をさせていただきました。

でも、最後は、私は冒頭でお話ししました。いかなる時代においても、人材しかないんです。人材教育しかないんです。ですから、物に対する投資も必要ですけれども、人に対する投資もぜひとも今後も藤崎町として実施していただきたいなと、このように思っております。そういった意味で今回質問させていただきました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（齋藤惠一君）

これで二番鶴賀谷　貴君の一般質問は終了いたしました。

十分間の休憩をいたします。

再開は十一時十分となります。よろしくお願いいたします。

休　憩　午前　十時五十九分

再　開　午前十一時　　十分

○議長（齋藤惠一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、三番奈良岡文英君の一般質問を許します。

奈良岡君。

〔三番　奈良岡文英君　登壇〕

○三番（奈良岡文英君）

齋藤議長の許しを得ましたので、発言させていただきます。

議席番号三番奈良岡文英であります。

今日は傍聴者の皆さん多数ご出席くださり、大変ありがとうございます。心から歓迎いたします。

それでは、平成二十二年度第一回藤崎町定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

それでは、あらかじめ通告した内容に沿いまして質問させていただきます。

まず第一点目の、平成二十二年度予算案について質問いたします。

昨年九月に、政権交代が実現し、民主党中心の鳩山内閣がスタートしました。国民一人一人の期待にこたえるために、官僚依存の体質から脱官僚、政治主導、国民主導の新しい政治スタイルと百八十度転換させるとした上で、衆議院選挙で政権公約に掲げた重要政策である子ども手当の創設や高校授業料の実質無料化、あるいはガソリン税の暫定廃止、高速道路の原則無料化、農家の戸別所得補償制度創設など、それら実現のための新年度予算案が先日衆議院を通過、参議院でその議論がなされているところであります。

また、経済面ではいまだかつてない経験したことのないような世界的経済不況が続き、日本でも経済状況が大幅に低迷し、自動車、電気産業などの大企業の大量解雇や失業者の増加など、雇用情勢の悪化が社会問題化しています。そうした厳しい状況の中での我が町の財政状況は、依然として厳しいものがあろうかと思います。その財源の多くを地方交付税と地方債に依存していて、その財政構造は、実質公債費比率が一九・二％、将来負担比率は二一八・三％となっております。また、町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、九〇％であり、財政運営が硬直化しており、投機的に自由に使えるお金が少なくなっていると言えます。特に、実質公債費比率は、平成二十二年度に一九・六％とピークを迎えることになっていますが、こうした中での平成二十二年度の予算編成に当たり、最も留意した点は何か、その重点事項を町長に伺います。

次に、公共事業削減の中で、地方交付税など、町財政に及ぼす影響について伺います。

政府は、平成二十二年度予算編成に当たり、その基本方針は、むだ遣いや不要、不急な事業をなくするために、積極的な減額をする方針で臨みましたが、我が町財政に及ぼすその影響はないのか伺うものであります。

次に、第二点目の農政について伺います。

政府の戸別所得補償制度が導入される中、水田転作をどのように進めていく

かという点について伺います。

我が国の農業、農村は担い手の不足、高齢化、農業所得の減少など、さまざまな問題を抱えています。これらの問題を解決し、食料の自給率の向上を図り、農業、農村の活性化を図っていかなければなりません。我が国の農政におけるこれまでの水田農業政策は、品目横断的経営安定対策を導入し、耕作面積四ヘクタール以上の農家を対象として、農業の規模拡大、大規模化を進め、生産性を高め、農業、農村社会の活性化を図ろうとしてきましたが、政府民主党は、二十二年度から小規模農家も含めたすべての販売農家を対象とした戸別所得補償制度を創設し、水田農業の立て直しを図ろうとしています。これは、過去四十年間にわたって行われてきた米の生産調整政策の大転換と言えるものでしょう。これまでの生産調整は、減反達成者だけに助成金を交付し、非協力者に対しては、助成金を交付しないなど、ペナルティー的なものが課せられていました。

こうした中で、我が町において、戸別所得補償制度を運用する上で、水田転作についてどのように進めるのか伺います。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業について伺います。

農村における農地や用水路、農道など、農村地域の資源は食料の生産のみならず、国土の保全、景観の維持など、多面的な機能、役割を果たし、農村社会にさまざまな恩恵を与えてきました。また、今日まで引き継がれてきたのも、多くの先人たちの努力によるものであります。この事業は、地域の資源を守り、次の世代に引き継いでいくためにも、農家だけではなく、町内会や地域の団体を構成する農村社会の人たちの共同の活動によって守られていくことが地域社会の再生につながっていくのではないでしょうか。我が町においても十九年度から町内十四地区がこの活動に取り組み、農道の補修、用水路や水質の保全、景観の維持、地域のコミュニティに役立っていると思います。今までの三年間の活動が我が町の農村社会にどのような効果をもたらしたのか、その考えを伺います。

続いて、今後の活動と事業終了後にどのように継続していくのかについて伺います。

今までの三年間の活動を総括し、これからの活動をさらに発展、充実させる必要があるのではないかと思いますが、残りの二年間に何を期待するのか伺います。

また、五年間の事業終了後については、補助金終了後もこのような農村地域

資源維持のための活動が将来にわたり継続される必要があると思いますが、その対策について伺います。

次に、食料と農業に関する基本協定について伺います。

この基本協定は、平成十三年五月に、旧常盤村と常盤村農協と首都圏の二生協の四者が調印したのが始まりであります。その目的は、農村の生産者と都市の消費者が人的交流を図り、相互に理解を深め合うことによって、安全で安心な農産物の消費拡大と、資源循環型、環境保全型の社会の構築を目指すとなっております。この協定締結から、十年の月日がたっていますが、その間、我が町農業に何をもたらしたのか、その成果についてそのお考えを伺うものであります。

次に、この基本協定が、今後町農業の発展に何を期待するのかという点について伺います。

これまでのこの協定により農地・水・環境保全向上対策事業に取り組んでいる地域では、環境保全型農業を実践し、産地としてのイメージアップや、営農支援の助成金との相乗効果によって、クリーンライスの作付の拡大と取引の拡大など、一定の成果を上げ、生産者と消費者の相互理解に結びついてきました。協定締結からこれまでの十年間の活動を総括し、さらに発展、充実させ、町の農業の発展につなげていかなければならないと思います。今後の活動に何を期待するのか、町長の考えを伺います。

以上で通告した内容の質問を終わりますが、明快な、かつ責任のある答弁をお願いして、登壇での発言を終わります。

○議長（齋藤惠一君）

三番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長　小田桐智高君　登壇〕

○町長（小田桐智高君）

奈良岡議員のご質問にお答えいたします。

初めに、イの平成二十二年度予算の最重点事項は何かとのご質問でありますが、未曾有の経済危機に対して、政府は今年度も地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業や、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業等々の大型の補正予算を組み、経済、雇用情勢が深刻化する地方に対してもきめ細かなインフラ整備等の実施を促し、内需拡大、雇用機会創出を目指しているところであります。

町といたしましては、教育、土木関連事業を中心に、地域経済の活性化や、

雇用創出、生活向上及び安全、安心につながるさまざまな事業を展開するものであり、具体的には、継続事業であります藤崎小学校改築事業の屋内運動場改築工事費、柏木堰地区消融雪溝整備事業及び常盤小学校前舗装工事費を初め、新規事業としましては、藤越踏切拡幅工事費、（仮称）ふじアップルスタジアム整備工事費及び富柳改修事業費や常盤地下道改修工事費などを予算計上したところであります。

なお、（仮称）ふじアップルスタジアムについては、町民の方々から広く名称を公募し、町民に親しまれる野球場として整備していく予定であります。

また、基幹産業である農業の振興策としましては、ニンニク優良品種導入事業やニンニク新規作付種子助成事業等への補助金等の継続事業を初め、新規事業としましても、新種のリンゴ苗木購入への補助金や、担い手育成基盤整備事業の調査費等を予算計上したところであります。

また、農業災害に対する助成制度として、リンゴ共済制度加入促進事業費補助金をこれまで予算計上してきましたが、さらに、台風、洪水等の農業災害に対する農家の援助等を充実、強化し、生産力の維持と経営の安定化を図るため、新たに農業災害基金を設置し、農業災害に強いまちづくりを目指すものであります。

そのほかにも、少子化対策といたしましては、安心して産み育てる環境づくりの一環として、妊婦の健康管理の充実と経済的負担を軽減するため、十四回の健康診査無料化や保育所等に入所している第三子以降の保育児童に対する保育料軽減事業も継続し、実施するものであります。

高齢者対策としましても、高齢者が買い物や病院等へ通えるための福祉バス運行事業、ひとり暮らし高齢者等への除雪、生活援助、安心電話の設置や見守り活動を実施し、地域で安心して暮らせるような生活支援体制強化に努めているほか、温泉入浴事業、福祉団体や老人クラブへの助成など、高齢者の社会参加や生きがい対策を実施するものであります。

また、環境衛生対策でも、他市町村では、資源ごみの一部を燃やすサーマルリサイクルを行っておりますが、当町では資源ごみを燃やすことなく、分別収集することで、ごみの軽量化やリサイクルの一層の推進を図り、エコ対策、地球温暖化防止対策強化に努めているところであります。

次に、ロの国の公共事業削減の中で、地方交付税など、町財政へ及ぼす影響についてでありますが、平成二十二年度の国の予算編成状況を見ても、政権交代に伴い、コンクリートから人への所得再分配の政策転換が図られた結果、道

路建設関連や、農業土木関連の公共工事の割合が減少し、子ども手当、出産支援、農業の戸別所得補償、雇用対策などの予算への傾斜配分がなされております。しかしながら、地域経済活性化、農業振興、住民の安全安心のための公共投資、公共工事等は、当町を初めとする地方にとっては必要不可欠なものと認識しております。したがって、政府のこのような政策転換は、公共事業の多くの財源を地方交付税や地方債などに依存せざるを得ない脆弱な財政構造にある町財政へ直接、間接に影響するであろうと思われます。地方交付税改革の一環として地方分権改革推進委員会第四次勧告において、地方債の元利償還金に対する交付税措置、いわゆる事業費補正の見直し案が出され、地域主権確立の見地から、可能な限り縮減すべき方向で検討すべきとの勧告案が出されております。つまりは、平成二十二年度の新規事業分から、これまでの地方道路、ふるさと農道、都市再生事業等の地方単独事業やまちづくり交付金事業、地域住宅交付金事業等の補助事業については、これまでは地方債の元利償還金の一定割合が普通交付税で補てんされてきましたが、今後は縮減、もしくは廃止するとのことであります。しかしながら、藤崎町は、合併市町村であるため、平成二十六年度まで充当可能な公共事業に対する合併特例債の普通交付税措置へ影響は現時点ではないものと思われます。町総合計画の目標である「みんなで創る心豊かな優しいまちづくり」を目指し、町政の発展と住民福祉向上を目指す施策を講ずるとともに、活力あふれる地域経済の再生、子供たちを健やかに育む社会づくり、安全で安心して暮らせるまちづくりを視点とした重要施策を平成二十六年度まで発行可能な合併特例債の活用も踏まえ、どのように実現していくかが重要課題と考えております。

次に、イの戸別補償制度が導入される中、水田転作をどのように進めていくのかについてでありますが、我が国の農業は、農業従事者の減少、高齢化の進展、農業所得の激減、農村の崩壊などの危機的な状況であり、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農村に暮らす人々が将来に向けて、明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことが戸別所得補償制度の目的であります。

この制度のねらいは、自給率向上のために、水田農業へのてこ入れを行い、大豆、飼料用米などの戦略的作物について、シンプルでわかりやすい助成体系のもとに、生産拡大を促す対策と水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんをする対策をセットで行うこととしております。これまでの生産調整は、生産調整達成者のみに大豆、飼料用米等の助成

金を交付し、生産調整未達成者に対しては、助成金を交付しないという扱いがなされており、生産目標数量の配分においても、差別的扱い、ペナルティー的扱いがなされてきております。今後はこのペナルティー的扱いを廃止し、生産目標数量の配分率も同等に扱い、米の需給調整は米のメリット措置により実効を期していく政策としていく方向であります。

次に、ロの農地・水・環境保全向上対策事業はどのような効果をもたらしたかについてでありますが、この事業は、水田や水路、農道などの農業施設とこれらを取り巻く集落環境を一体としてとらえ、これらを今後とも適切に維持、保全する地域ぐるみの活動を支援するものであります。これまで実施してきた効果としましては、一つ目に、農業生産の現場では、近年管理不良や老朽化が進展している農業施設に対して、機能診断や軽微な補修などを実施して、その寿命を延ばすことにより、トータルでの整備、建設費用が軽減されたこと。二つ目に、集落では、住民がごみの清掃活動や、花の植栽などの環境向上活動にこれまで以上に参加しやすくなり、自然、生活環境の向上が図られ、さらにこうした活動を通じて、地域のコミュニティが醸成されたこと。三つ目に、化学肥料や化学合成農薬を削減した環境に優しい営農活動にも取り組んでおり、これらの活動を強力に実践していくことにより、産地としてのイメージアップが図られること、などが挙げられ、町といたしましては、この事業を活用していくことにより、豊かな環境、美しい景観を有する農村の形成や地域の活性化を図っていきたいと思っております。

次に、ハの農地・水・環境保全向上対策事業の今後の活動と事業終了後はどのように活動を継続していくのかについてでありますが、この事業の実施期間は、平成十九年度から二十三年度までの五年間となっております。現在の活動として、共同活動の農村環境向上部門においては、ごみの収集や花の植栽等を町内全地区で実施してきましたが、今後は生物の生息状況の把握などの生態系保全の分野にも取り組む地区も出てきており、これらの活動を含めて支援していく予定であります。

また、事業終了後は、水路や農道などの地域資源を維持し、地域の活性化にも資する環境保全活動を効率的に継続できるよう、事業の最終年までに各地域が将来の推進体制や活動などについて体制整備構想を作成することになっております。町といたしましては、国や県の指導を得ながら、この構想づくりを指導し、活動やその効果が継続するよう推進してまいります。

次に、ニの食料と農業に関する基本協定は、町農業に何をもたらしたか。そ

の成果は何かについてでありますが、平成十三年五月に、四者で調印した基本協定は、平成十七年七月には、常盤村養鶏農協を加え、五者で再調印、平成二十年九月には常盤村農協の合併により、再度調印を行い、今年で十年目を迎えたところであります。特に、有機農産物等の総合取引については、順調に推移してきており、安心、安全な農産物に対する消費者の意識が高まっていることから、クリーンライスを中心として、今後とも拡大していくものと見込んでおります。

また、町の遊休農地等を利用して作付された飼料用米をえさに生産された卵、「コメタマ」の供給も順調に伸びており、今後の作付面積の拡大により、供給量もふえていくものと思われます。

都市と農村との交流においては、大豆の播種、草取り、収穫の一連の作業を体験、有機大豆を活用した手づくりみその交流会の継続実施により、産地と消費地が安心、安全を一層認識できるようになっているとともに、有機農業の重要性を相互に理解することにより、環境保全型農業の推進も図られているところであります。

次に、ホの食料と農業に関する基本協定について、今後、町農業発展のために何を期待するのかについてでありますが、食料と農業に関する代表者会議の事業計画には、今後とも事業範囲を町内全域に拡大する方向で、継続協議をしていくという事項があります。現在、基本協定に加入しているのは、津軽みらい農協のみで、つがる弘前農協は加入していない状況であります。今後は、藤崎地域にも農薬、化学肥料を五割削減したクリーンライス等の作付を推進し、つがる弘前農協にも加入していただき、全町挙げて資源循環、環境保全型農業を推進していくことを期待しているところであります。

以上、奈良岡議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（齋藤惠一君）

三番奈良岡文英君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより三番奈良岡文英君に再質問を許します。

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

それでは、第一番目の平成二十二年度の予算の重点事項について再質問させていただきますけれども、緊縮財政の中で予算編成をされたということで、大変ご苦労であったろうと、こう思います。引き続き総合計画に掲げている「みんなで創る心豊かな優しいまち」の実現を目指して、来年度以降も頑張ってい

ただければと。特に基幹産業である農業、あるいは町長が常々申し上げている子供たちの育成というものに力を入れながら進めていただきたいと、こう思います。

次に、交付税など、町財政への影響について伺いますけれども、今年度の交付税は来年度予算案の交付税は三十六億九千万円と、四・二％の増ということになっていますけれども、政府の見解は、この交付税の再来年、その次以降の額を保証するとか、そういう見通しについてどのような感触をお持ちでしょうか。

○議長（齋藤惠一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

平成二十二年度の交付税については、国の方の出口ベースでいきますと、対前年度六・八％の増ということになっておりますが、当藤崎町におきましては、平成二十一年度の実績に対して、普通交付税ですが、三・四％の増額で計上いたしました。しかし、今回の国の交付税の増額に関しては、交付税の先食いという危機感が生じておりまして、国が多大な財政赤字を抱える現状においては、平成二十三年度以降、交付税が確保されるという保証はないものと考えております。当然それに関しては、藤崎町の事業への影響ということは考えられますが、財政安定確保のために、今まで続けてまいりました行財政改革のさらなる推進と町税等の自主財源の徴収率の向上ということに努力する必要性があろうかと思います。

また、さらに、先ほど町長の方からも答弁ございましたけれども、平成二十六年度までに借り入れ可能な合併特例債、これをいかにプライマリーバランスをとりながら、借り入れをして、町活性化のための事業を遂行するかということが重要になろうかと考えております。

以上です。

○議長（齋藤惠一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

国の経済も大変不況の嵐が吹き荒れているということで、国の政府の税収も余り伸びないと。むしろ下がっていくだろうという経済情勢の中での交付税の配分だと思いますけれども、余り伸びるということは期待できない。そして、

政府では、地方分権改革の一環で、補助金の一括交付制の導入とか、そういう議論がされていますけれども、地方の裁量というのが、さらに今以上に重要になってくるかと思います。そういう中での財政運営だと思いますけれども、これまでにも増して、財政運営については、細心の注意、慎重にやっていかなければならないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（齋藤惠一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

ただいま議員がおっしゃったとおりだと思います。政権交代によりまして、今現在、我々の方に来ている情報からいきますと、道路とか、農業とか、さまざまな点での交付金というのは、今ございますけれども、国においては一括交付金ということで考えているようでございます。その内容といたしましては、四つにまず分類いたしまして、子ども手当などに関するものの現金給付が一つ目、二つ目が、高齢者医療や介護保険などに関する保険に関するもの、これが二つ目、それから三つ目としては、障害者福祉や義務教育などのサービス、これが三つ目でございます。四つ目といたしましては、国土交通省の交付金、それから各省の施設整備費補助金といった投資でございますが、これらをまず四つに分類いたしまして、その後、一括化の対象となる分野の整理をするという方向で、地域主権戦略会議において検討されているということで情報として来ております。

それで、一つの例として申し上げますが、平成二十二年度の交付金として、地域活力基盤創造交付金、これは道路事業でございますが、これの予算計上、歳入の方で見ております。これの交付金につきましては、基幹事業と合わせて、関連する社会資本整備、基本事業の効果を一層高めるため、事業を一体的に支援するために、地方公共団体にとって、自由度の高い総合交付金の創設を目指すということで、その仮の名称ですけれども、社会資本整備総合交付金として計画されているようでございます。これらの方向性に対しまして、町としても一括交付金制度になった場合に対応できるように、町の総合的な事業計画を策定していくことが肝要かと考えております。

以上です。

○議長（齋藤惠一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

いずれにしても、今後の町の財政運営については、「みんなで創る心優しいまち」を実現するために、真に必要性のある、町民の理解を得られた予算の使い方、予算編成を目指してやっていただきたいと、こう思います。

次に、米の戸別所得補償制度について伺います。

新しい制度なんですけれども、今までの制度は生産調整の協力者、非協力者と二通りの参加の仕方というか、非協力者は参加していないわけなんですけれども、大変不公平感があったと。それを今度はペナルティーをなくして、生産調整に参加する人はみんな平等に扱っていくんだということなんですけれども、それじゃあ今までの非協力者に対して、参加した人、協力した人は不公平感を少なからず持っているわけなんですけれども、その思いをどう払拭していくのか伺います。

○議長（齋藤惠一君）

農政課長。

○農政課長（浅利　克君）

お答えいたします。

奈良岡議員のおっしゃったように、過去昭和四十五年に始まって、四十年間ということで、一番の問題は生産調整の達成者、未達成者の問題でございました。いわゆる米価は上がらないまでも維持してきたのは達成者であると。それに乗ってきたのが、非協力者、未達成者であるということでございます。その不公平感、その是正のためにいろいろな達成者には助成金をやったり、未達成者にはだめですよということで、交付しなかったと。また、最近では生産の目標数量に格差をつけていくと。こういう配分方法もいわゆる不公平感の是正ということでやってきております。

しかし、民主党政権に代わりまして、この辺は一掃しようという考えでございまして、いわゆる米価の下落の対策には、今までの対策はなっていない。そういう判断でございます。

したがって、今後は、いわゆる生産調整をやった人、手を挙げた人に対しては、戸別補償で対応いたしますよと。いわゆる米作付面積の十アール当たり一万五千円、プラス変動分で対応いたしますよと。手を挙げない人には、何もやりませんよという形で今なっておりますので、この辺は今後、米のいわゆる実効性の確保としては、戸別所得補償で対応していきますよという判断になっております。

以上でございます。

○議長（齋藤惠一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

米の消費が落ちて、米が余っているという事実は、これはだれしもが認めることだと思いますけれども、今の米価が維持されているのは、少なからず生産調整にみんな協力してきたという、事実があって今の米価があると思うんですけれども、その上で、今後町の農業に対する補助金などは、過去の非協力者に対して、どのような対応をしていくのか、平等に取り扱っていくのか、それとも当該年度協力している人に対して平等に扱っていくのか、その辺を伺います。

○議長（齋藤惠一君）

農政課長。

○農政課長（浅利　克君）

お答えいたします。

いわゆる現在の町単独の事業としましては、先ほど町長も言いましたように、二十二年度からニンニクを新規に作付する面積に対して八万一千円という形も出てきますので、この辺の事業。それから、継続事業でありますアスパラの苗の事業、それから航空防除、それからニンニク、トマト、大豆、アスパラ等の地域特産物の転作への上乗せ助成、それから、有機米の除草経費、この辺は今町単独で行っております。この辺は従来も同じように、いわゆる生産調整、当該年度の達成者に対しては助成していきますよと。未達成者に対しては、除外いたしますよと、こういう対策で今進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤惠一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

それじゃあ、過去のそういう非協力者と協力者があったと。今まで過去四十年間の減反政策の中で、そういう事実があったということに対して、いま一度見解を示して、振り返って総括しておくべきだと思うんですけれども、その辺についての見解は農政課長、あるいは町長あたりはどのようにお考えですか。

○議長（齋藤惠一君）

農政課長。

○農政課長（浅利　克君）

やっぱり国の制度上、よく猫の目農政と言われますけれども、その国のやっ

ぱり変化に応じて農家が振り回されてきたというのが事実でございます。今後とも、民主党に代わりましたので、この辺がどういう変わりぐあいになるか、今後きちんと整理整とんしていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（齋藤惠一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

水田農業推進協議会等、あるいはまた奈良岡議員、あるいは米農家の方々の政策転換によるご意見を最近拝聴していますと、やはり私は農家ではありませんけれども、根強い米政策、それから生産調整、それから減反政策、この旧制度においての協力者、非協力者との根強い感情があるんだなということを感じました。しかし、政権が代わりまして、こういった制度が代わって、それが協力、非協力という形でなくて、選択するという方式に代わり、そのペナルティー的な扱いやそういう差別がないような、できるだけ制度に変えていくという国の方針転換でありますので、しばらくはそういった感情も残ると思いますけれども、それらを国の制度、県の支援事業、そしてまた、地方の我々市町村自治体の上乗せ対策、あるいは町独自のそういった転作作物の奨励なども含めまして、それらを徐々に緩和させながら、弾力的にそういった感情を解きつつ、新しい制度に移管していかなければならないのかなと、こう思っております。意外とそういう感情がまだまだ残っているということに対しては、非常にこれからの施策もやりにくい、町としても、思いでおります。

今課長も述べましたように、そういう国の政策転換に振り回されるのは、農業者、生産者であり、また我々がその制度を運用する立場の自治体、行政としましても振り回されている側になるわけですけれども、振り回されているという言い回しも、これも改めながら、新しい制度に移行していくということも大事でありますので、その点は繰り返しになりますけれども、町独自のまた政策展開でそれらを幾らかでも緩和しながら、気持ちよくこの制度に乗って、新たな米政策の展開をしていければなという思いでおります。かなりそういう感情があるということを、この政策転換で学ばせていただきました。その辺を十分踏まえながら、今後の政策展開に生かしていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（齋藤惠一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

我が町の農地面積からいくと、半分以上が水田地帯なわけであって、町長におかれましては、国、県あたりに出向いたときに、ぜひ長い目で見た農政、あるいはすぐ見直しのかかるような事業ではなく、そういう真に農家が取り組みやすいような政策展開をするように、要望していただきたいと、こう思います。

それでは、次の農地・水・環境保全向上対策事業について伺いますけれども、あと残された事業の二年間の中で、お金があるうちはみんな一生懸命活動しますけれども、お金のなくなったときに、じゃあお金もなくなったら、人も集まらなくなったではだめなんであって、この残された二年間でちゃんとその趣旨、意義をもう一度確認しながら、事業終了後の活動に結びつけていく必要があるかと思いますけれども、その辺についてどのような取り組みをしていくのか伺います。

○議長（齋藤惠一君）

農政課長。

○農政課長（浅利　克君）

お答えいたします。

今、奈良岡議員のおっしゃたことは、もっともだと思います。

いわゆる高齢化、混住化ということで、今、農地はいわゆる農家だけ、農家の担い手だけではほとんど守れなくなってきているという状態でございます。したがって、この事業を生かしながら、いわゆる農地を保全したり、環境を保全したり、景観を維持したりするということは、やっぱり一般住民も関係してくるということでございますので、その辺の趣旨を徹底して、今後の五年後にはちょうど改正整備構想というのを県の協議会に出しますので、その辺にも位置づけて、きちんと指導の徹底を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（齋藤惠一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

この事業の最大の特徴は、農家だけではなく、農道の用水路、農地は地域共有の財産だということで、農家以外の人たちも巻き込んで取り組んでいる活動なので、その辺も今農政課長が言ったように、引き継いで、事業終了後もやっていただきたいと、こう思います。

次に、食料と農業に関する基本協定について伺いますけれども、要するに、この五者協定の中に、加入している組織の中の農家の人たちはクリーンライスを作付して、それの取引が順調に伸びていると。平成十六年度が一万一千八百俵、二十一年度が三万五千俵と、順調に取引が拡大しているということで、その恩恵を受けているわけなんですけれども、それを例えば違う品目、ニンニク、あるいは野菜、リンゴに拡大させていくとか、そういうことも必要だろうと思いますけれども、その五者協定の会議の中でそういう議論はされているのか、今後町としてはそういう場で訴えていくのか、その方針を伺います。

○議長（齋藤惠一君）

農政課長。

○農政課長（浅利　克君）

お答えいたします。

今リンゴとかニンニクも行っています。パルシステム事業連合の中には一番大きいものとしては、米のクリーンライス三万五千俵、それから、卵類、それから野菜、リンゴということで、もうリンゴ、八峰園とかのリンゴは行っています。ただし、これはパルシステム連合の基準というのがありまして、農薬削減という形で、きちんとした基準がありますので、それにのっとった形で出してくださいということでございます。今後とも、ニンニク、それからリンゴ、これも拡大していきたいというふうに思っております。

○議長（齋藤惠一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

消費者側の基準も本当に大事だと思います。それが消費者のニーズだと思いますけれども、農家側、つくる側の生産工程の苦労といいますか、そういうのもお互いに理解してもらうのが相互理解につながって、長い活動に続いていくと思います。その辺も訴えていくべきだと思います。

それから、先日、町長と認定農業者との語る会というのに参加させていただいたわけなんですけれども、旧藤崎地区の方から、我々もニンニクを作付して常盤の人と一緒に生産販売活動をしたいんだという思いが発せられていましたけれども、このクリーンライスの件も、それと似たような、同じようなことだろうと思います。旧藤崎の人もクリーンライスを作付して、この事業の中での取引に入っていきたいと。そしてまた、農地・水・環境保全対策事業の営農支援の部分の助成金も受けて、農家所得の向上につなげたいという思いがあるか

と思います。その辺について、町長は今後どのようにお考えなのか、伺います。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

二つの地域が合併し、そこには特産のリンゴ、一方ではお米を中心とした転作作物、そのお米の中でもクリーンライス、有機、低農薬、環境保全、自然循環型の農業を目指して、より消費者のニーズにこたえるという、そういう両地域の特色ある我が町は農業農作物の生産地域であります。

一方では、農協さんが、これまた二系統というふうに分かれているということ。そして、ちょうど私が皆さんと生産者、農業者の方々と接して学んだことは、やはりどちらも将来につながるといいますか、これからますます厳しい状況ではありますけれども、農業を取り巻く環境。だけれども、努力すれば生き残れるというような特色を持っているということ。リンゴもしかり、お米もそのクリーンライスに代表するものしかり、あるいは品質日本一の私が自称するんですけれども、ニンニク、その他もろもろ、たくさんありますけれども、その特色ある農産物を有しているということがもう十分わかりましたので、これをさらに経営安定を目指した形で、より付加価値をつけて、販売戦略に持っていきたいと、こう思っています。その機運が今おっしゃったような認定農業者の会の中で話し合われております。そのいい特色をどんどん藤崎の方はクリーンライスを、ニンニクを、常盤の方はリンゴでも作付したり、加工品でも。そういった形でお互いに、その地域のよさを認め合い、理解し合いながら、より効率的な、より付加価値の高いものを作付していく、生産していく、販売していくという、そういうことが特に必要だというふうに、この間有意義な協議に参加させてもらいました。

そのためには、いろいろなまた規制や困難なもの、それから状況の打開できないもの、例えば農協の二つに分かれている系列が組合員、非組合員ということでの作付できるできないとか、そういったまた障害があるわけであります。これらを取り除きながら、克服しながら、お互いの地域のいいもの、これから前の質問でも取り上げられました五者協定の中でも、何百万人という会員を有する、東京マイコープ生活協同体の方々の目にもとまるといいますか、そういう厳正な規制のもとでの品質の農作物を産地として供給しているわけでありますから、これから将来性があるということはここでも証明されているわけです

から。それらをいいところを、いいものをどんどん生産して、藤崎の地域も常盤の地域も、こういったことが必要であろうかと思います。そのための障害になっているものを取り除いていくというのが私ども行政の役割であり、皆様方から拝聴したお知恵でありということで、頑張ってまいりたいと、こう思っております。藤崎町の農業はこれからも有効です。と考えております。

以上です。

○議長（齋藤惠一君）

奈良岡君。

○三番（奈良岡文英君）

この食料と農業に関する基本協定は、締結から十年になると。ちょうどいい過去を振り返るといいますか、ちょうどいい機会だと思います。さらにこの活動を発展、充実させていくためにも、過去を振り返って、総括して、今後どのように進めていくのかということを一つの報告書といいますか、冊子にまとめておいた方が、この協定の運動が広がりを持っていくのではないかと、こう思いますけれども、その報告書、あるは何かの書き物にまとめるということを提案して、一般質問を終わります。

○議長（齋藤惠一君）

これで三番奈良岡文英君の一般質問は終了いたしました。

これをもって昼食休憩といたします。

再開時刻は午後一時十分といたします。

休　憩　午後〇時六分

再　開　午後一時十分

○副議長（平田博幸君）

再開前に報告事項がありますので、ご報告いたします。

○事務局長（奈良岡信彦君）

議長が所用のため平田副議長に議長の職務をお願いします。

○副議長（平田博幸君）

齋藤惠一議長が所用のため、暫時議長の職務を行います。

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

登壇する二名の議員には一万六千人の幸せのために、活発な建設的な議論を期待いたします。

次に、十四番浅利直志君の一般質問を許します。

浅利直志君。

〔十四番　浅利直志君　登壇〕

○十四番（浅利直志君）

ただいま議長の許しを得まして、一般質問を行います。

日本共産党の浅利直志です。

三月定例議会に当たり、質問通告に沿いまして、一般質問を行うものでありますが、本年三月末をもちまして、退職される課長及び職員、それぞれその道のベテランであり、専門家でもありました。長い間、本当にご苦労さまでありました。今後退職されましても、地域のため、また、専門分野を生かしながら活躍されることを心から期待しているところであります。

まず初めに、雇用問題について質問いたします。

一部の輸出産業大企業に改善の兆しは見えるものの、なお、完全失業者が全国で三百万人を超え、県内求人倍率も〇・三倍、当弘前地区では〇・二五倍など、雇用情勢は依然として厳しい状況であります。景気の二番底への懸念も広がっているところであります。雇用と家計の建て直しが急がれております。縦割り行政の弊害を乗り越えて、国はもちろんのこと、市町村自治体も、雇用維持と創出の取り組み、そのことをすることが今求められていると思うわけであります。何よりも、この間の事態の推移を見ると、大企業を応援して、輸出で儲ければ、やがて家計にも利益が波及するという旧来の経済路線そのものが大きな破綻に直面しているというのが実態ではないでしょうか。

総務省の労働力調査によれば、二〇〇八年の雇用労働者五千百五十九万人のうち、年収二百万円未満の人は一千七百二十五万人、三四・三％、三人に一人が年収二百万円以下の状況にさらされているわけであります。働く貧困層、ワーキングプアの拡大が依然として大きな社会問題でもあります。また、中小業者にとりましては、仕事がない。人を雇いたくても合理化しなければならないという悲鳴にも近い声が出ているのも現状であります。

そこで、町長に質問いたします。

国、県と連携、連動して、藤崎町の雇用維持促進事業の取り組みについて質問するものであります。

特に、平成二十二年度に予定している取り組みについてもお聞きするところであります。

さらにまた、平成二十二年度町職員採用状況と今後の採用計画、特に技術専門職員採用計画をどのように考え、実施していくのかお聞きするところであり

ます。

次に、今後の消防行政についてお聞きいたします。

ご承知のように、火災、水害等の災害防止と救急救命活動を含めた救急体制の一翼を担う消防行政は、町民の安全・安心のためにも欠くことができないものであります。青森県は、平成二十年三月、県消防行政広域化推進計画を発表し、関係市町村や事務組合に情報提供や協議を促しているところであります。また、計画に対する県民の意見の公募も行っているところであります。要約いたしますと、消防救急体制の合併統合であります。県内を六つの圏域の消防体制にして、津軽地域は弘前市を初めとして、黒石、田舎館村、平川市、板柳を含む八市町村の本部体制にする計画であります。

そこで、町長に質問いたします。

このような広域化推進計画に町長としてどのように対応していくつもりなのか、その基本姿勢についてお聞きいたします。

次に、医療介護保険制度の今後の町の取り組みについて質問いたします。

自公政権が続けてきた社会保障費の毎年二千二百億円の削減、これによる悪影響と、いわば傷跡をもとに戻すということが新しい政権に求められているわけでありますが、後期高齢者医療制度の先送りを初めとして、中途半端な対応も浮き彫りになっていると思うわけであります。町民税と社会保険料の負担増、可処分所得の低下、あるいはまた不安定雇用の増加などによって、安心して医療を受けられるという要の問題が大事な問題でございます。国保税と国保証に関係する取り組み姿勢が自治体にも問われるところであります。平成二十年国保税一人当たり平均藤崎町は八万三百五十一円ほどになっておりますが、夫婦と子供二人で約三百万円の年収だとすると、約三十万円ほどの国保税の負担にもなるわけであります。また、年々収納率も低下しておるところであります。

そこで、町長に質問いたします。

国保会計とその基金の現状、国保税引き下げをしないことを求める要望について、どのように受けとめているのか、お聞きいたします。

次に、小学生、中学生及び高校生までは国保資格証明書を発行しない取り組みを今後も継続実施するのかどうかお聞きいたします。

さらに、子育て支援にもかかわる小学校入学前まで実施されている乳幼児医療費助成の所得制限撤廃をする用意があるのかどうかお聞きいたします。

また、小学校六年生まで延長実施することについて検討しているのかどうかお聞きいたします。

最後に、国保財政とともに、いわば大きな懸念材料の一つである介護保険会計、増大する介護給付費を抑制する一つの方策として、介護予防活動の今後の取り組みをどのように行っていくのか、改めて質問するところでございます。

以上、登壇での一般質問といたしますが、適切、簡潔な答弁を求めて、私の登壇での一般質問といたします。

○副議長（平田博幸君）

十四番浅利直志君の一般質問に対する答弁を求めます。

小田桐町長。

〔町長　小田桐智高君　登壇〕

○町長（小田桐智高君）

浅利議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、イの国、県と連携した藤崎町の雇用対策促進事業の取り組みについてでありますが、依然として続く景気低迷により、雇用情勢は大変厳しい状況にあり、深刻な事態であると受けとめております。このため、町といたしましては、国がこのような状況に対応するために講じました緊急的な財政措置に呼応し、地域活性化・生活対策臨時交付金や、同経済危機対策臨時交付金等を最大限に活用した、公共事業の前倒しを行うとともに、国の交付金により県が造成した基金を活用した緊急雇用創出事業に対応した事業等を実施し、地域の経済活性化と雇用の維持拡大に努めてきたものであります。また、今議会の開会冒頭でもご説明申し上げました補正予算案の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費一億六千六百万円余りに係る各種事業につきましても、地域の経済、雇用の活性化につながる事業として実施を予定するものでありますので、慎重ご審議の上、何とぞご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げるものであります。

次に、ロの平成二十二年度町職員採用と今後の技術専門職員採用計画についてでありますが、平成二十二年四月採用の職員採用試験は、上級行政職と初級行政職の試験を実施いたしました。受験申請者数は合わせて八十六名あり、試験の結果四名の採用を決定しております。これにより職員数は平成二十一年度の百七十一名から、平成二十二年度が百六十三名で、八名の減となる予定であります。

次に、技術専門職員採用計画についてでありますが、以前は行政事務を司る事務吏員と技術を司る技術吏員に職員を区分しておりましたが、地方公共団体の業務が複雑化、多様化しており、区別を明確にするのは困難になってきたこ

となどから、平成十八年の地方自治法改正により、吏員制度が廃止され、一般職員となっております。このことから、技術的な資格や能力を必要とする業務を考慮し、できる限り少ない職員で最大の効果を出せるよう適正な人員配置をするため、今後の職員採用を検討したいと考えております。

次に、イの県消防広域化推進計画についての町長の対応と方針についてでありますが、市町村消防の広域化は、消防組織法の改正により、全国的に進んでいるところであり、本県においては、平成十九年八月に、県消防広域化推進計画検討委員会が設置され、平成二十年三月に県消防広域化推進計画が策定されているところであります。そして、その素案として、県内十四カ所の消防本部を広域市町村圏と同一エリアである六圏域の体制とする枠組みが示され、当地区の枠組みにつきましては、弘前、黒石、平川、板柳の各消防本部を統合する組み合わせが示されております。現在、計画策定後五年以内の平成二十四年度を目途に、広域化の実現へ向け、現在、県の指導、助言のもと、弘前消防本部を幹事として、対象市町村、消防本部において協議を進めているところであります。近年、自然災害は多発し、事故の多様化と大規模化によりまして、地域住民の消防防災への関心とニーズはますます大きくなり、また、人口減少社会の到来や高齢者の増加により、地域の消防を担っている消防団員の確保が懸念されているところであります。

このような状況を踏まえ、大規模災害への迅速な対応や予防業務の強化、緊急救命業務のさらなる高度化を初め、地域住民が期待する消防体制を確保し、信頼にこたえていくためには、広域化は避けて通れない課題と考えております。町といたしましては、市町村消防の広域化を推進することは、行財政上のさまざまなスケールメリットの実現に極めて有効であり、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待されるものと認識いたしております。

次に、イの国保会計基金の現状と国保税引き上げをしないことを求める要望についてでありますが、まず、国保財政調整基金の現状についてご説明いたします。

基金の状況につきましては、昨年度末現在高で、九千六百万円程度ございましたが、今年度の補正財源として、大部分を取り崩しており、今年度末の見込み現在高で三千二百三十万円程度と見込んでおりますが、新年度予算に三千二百万円を取り崩しており、実質見込み現在高は、三十万円程度となるものであり、今年度の剰余金積み立て等を勘案しても、極端にふえるものではないと思

っております。

また、国保税引き上げをしないことを求める要望についてでありますが、このことにつきましては、昨年度関係課を含め協議いたしましたが、景気低迷、失業者の増加という中で、国保税を引き上げることは難しいものと判断いたし、引き上げを断念したところでございます。現在もいまだ景気は低迷しており、やや上向き傾向の兆しはあるものの、景気の回復までは時間がかかるものと思っております。現在、税務課では、税の申告相談を行っているところであり、新年度の所得も確定しておりませんので、ある程度所得が確定した段階で、関係課を含め協議してまいりたいと考えております。ただ、国保会計の大宗を占める保険給付費は年々増加傾向にあり、新年度予算の保険給付費は十二億五千万円余を見込んでおります。反面、国保税は年々減少傾向にありますので、歳入確保が非常に重要になってまいります。今年度はもとより、新年度におきましても、国保税を含め、歳入確保に努め、国保会計の安定的運用を進めてまいりたいと考えております。

次に、ロの小・中学校、高校生までの国保資格証明書を発行しない取り組みについてでありますが、平成二十年十二月、国において無保険児救済法案が成立され、中学生以下の子供に対しては、短期被保険者証を交付することとなっており、町では既に短期被保険者証を交付しているところでございます。高校生世代への短期被保険者証の交付につきましては、今国会で法案が成立された場合、七月から交付されるものと認識しております。当町の資格証明書交付世帯数につきましては、四十三世帯でございます。被保険者数は五十九名となっており、うち中学生以下が四名、高校生が一名となっております。昨年、高校生の親から短期被保険者証の交付をお願いされ、面談の上、納付相談をし、交付したことも聞いております。また、昨年は新型インフルエンザの流行に伴い、感染などを考慮し、十一月から今年三月まで資格証明書交付世帯にも暫定措置として全員に短期被保険証を交付しており、現在、資格証明書交付者はございません。

次に、ハの乳幼児医療の所得制限撤廃及び小学校六年生までの延長についてでありますが、子供の医療費助成につきましては、各自治体が独自の判断で、対象年齢を拡大し、実施されている状況にありますので、全国的に子育て環境に地域格差が出てきているのも認識しております。当町におきましては、現在、ゼロ歳児から小学校就学前までの乳幼児に対して、医療費助成を行っており、給付費ベースでは一千六百万円程度給付しております。その財源は、県の補助

金が二分の一、残りの二分の一は町が負担しており、額にして約八百万円程度を費やし、事業実施している状況でございます。ご質問の小学校六年生までの医療費助成を実施するには、乳幼児以外の小学生につきましては、補助金制度がないため、町の単独扱いとなり、かなりの財政負担が伴うことになります。さらに、所得制限等を撤廃するとなると、さらなる財政負担が伴うことから、現段階での実施は非常に難しいものと考えております。

次に、ニの介護予防活動の今後の取り組みについてですが、要介護状態にならない。また、重度化にしないよう、介護予防を進め、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続するため、必要なサービスを提供しているところであります。今後も引き続き心身機能の低下のおそれのある方や一般高齢者をも含めた保健、医療、福祉の増進を包括的に支援してまいります。

以上、浅利議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○副議長（平田博幸君）

十四番浅利直志君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十四番浅利直志君に再質問を許します。

十四番浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

まず初めに、雇用問題の取り組みについてです。お聞きいたします。

昨年度も実施をしているわけなんですけれども、主に公共事業といいますか、その辺を重点的にやっているわけでありますけれども、昨年度、町としてどういうふうな事業を昨年度の実績としては短期雇用も含めて、どのぐらいの実績があったのかということについては、どうでしょうか。

○副議長（平田博幸君）

企画課長。

○企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

いわゆる緊急経済対策関連の交付金を使った事業を除いた国、県と連携した雇用対策の事業ということになりますと、平成二十一年度における、今年度ですが、緊急雇用創出対策事業を実施しております。二十一年度の今実績といたしましては、五つの事業を実施しております。具体的には、消融雪溝の清掃事業、これにつきましては雇用関係では九人、それから交通安全対策診断調査事業、これにつきましては二人、それから町道保全対策調査事業、これにつきましては雇用が三名、それから枝川鶴田堰清掃事業につきましては雇用九人、そ

れから深味堰清掃事業につきましては九名、計三十二名というふうな雇用実績でございます。

○副議長（平田博幸君）

浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

今説明があったわけですけれども、その中で、地元の企業、建設業者などを企業の仕事も起こしていくということも同時に昨年は予想以上にやられたという、これは極端に、はっきり言えば、麻生さんの最後のご奉公であったのかなというふうに思っておりますけれども、ちなみに、聞きますと、今の課長の説明あった中で、例えば深味堰の清掃事業といいますか、泥揚げといいますか、そういうものについては二十八日間の九人が対象になったんだというような説明であるわけなんですけれども、今年もこれらに類する具体的な雇用を生み出していく事業の取り組みというのは、どういう、今年も現内閣もやる必要があるということなわけでありますけれども、今年もどういうふうな内容でやっていくつもりなのかということについてお聞きしたいと思います。

○副議長（平田博幸君）

企画課長。

○企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

平成二十二年度につきましても、先ほどの緊急雇用創出対策事業、これにつきましては、今のところ当初予算でご提案申し上げておりますが、消融雪溝の清掃事業、それから町道保全対策調査事業、公園・遊歩道環境整備事業、いずれも土木費の方に予算としては計上、ご審議をお願いしておるところでありますが、これらの事業を予定しております。

また、それともう一つ、似たような事業として、まだ現在検討中なわけでございますが、ふるさと雇用再生特別対策事業というふうな事業も、これも県で基金を造成して、活用ができるようになってございます。この事業につきましては、例えば特産品の開発事業でありますとか、観光サービス事業でありますとか、福祉分野等における各種のサービス事業でありますとか、そういった地域にニーズがあって、今後新規業種として事業化が期待できるような事業、こういうのを考えて実施してくださいと、実施できますよというふうな事業でございます。この事業については、今実施していないわけでございますが、町長の方からは何とか実施するようにということで、検討を指示されているところ

でございますので、先進事例等をもう一度参考にしながら、これも平成二十二年度、二十三年度においてできるような形で取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（平田博幸君）

浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

我々が本当に望んでいるのは、いわゆる派遣だとか、あるいは短期的なものだとか、そういうのじゃなくて、いわゆる正社員が当たり前といいますか、そういう意味での雇用をふやしてほしいということではあるんだけれども、緊急的に必要なものは、私のところにも東京の方から来て、仕事がないんだと。五十二歳ぐらいの人でしたけれども、そういう人もいるわけでありますので、それらについてもこたえていくというようなことを町としても取り組んでいただきたいと思います。

そこで、今泥揚げ、あるはまた各種の集会所施設の整備だとか、そういうものについては引き続き今年も実施していくということなんでありますけれども、先ほど実施されていないんだというのを、ふるさと雇用の特別事業といいますか、これはちょっと要件が厳しいといいますか、一年以上仕事についてもらうと。そして、一年過ぎてから正社員として雇用すれば、三十万円ほど支給するというような事業でもあるんですけれども、これらについて、さまざま町長からも検討が指示されているんだというようなことでしたけれども、私が聞きたいのは、いろいろあるでしょうけれども、子供に、教育にお金をかけるということについては、町民のほとんどが異論はないんじゃないかなというふうな意味で、例えば、現在でもいわゆる障害児童に対する支援員というのはあるんですけれども、その他の支援制度というか、スポーツや学力やそういうものの支援、教員分野の、教育分野の支援員というのもぜひ考えてみたらどうかなというふうに私としては提案したいなと思っておるんですけれども、その辺も含めて、どのように今後早急に検討していくのかということについてお聞きしたいと思います。町長にお聞きいたします。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

こういう雇用の場がなかなか確保できないでいる現状において、こういう制度、短期であれ、あるいはまた緊急であれ、大いに活用したいと思っております。国、県の事業、あるいは基金を使っての緊急雇用対策、あるいはふるさと雇用対策でありますけれども、この今せっかく提案していただきましたので、教育の分野での指導員を確保、養成したらどうだろうと、採用したらどうだろうというご提案をいただきましたので、ちょっと検討してみたいと思います。ここでやっぱり問われるのは、我々行政といいますか、専門家のアイデアといいますか、ふだん考えている知識や知恵というものをこういうところで大いに発揮すべきじゃないかなと、こう思っております。いろいろなやっぱり全国的な事例を検討してみなさいと、そして、真似してもいいからやってみなさいと、あるいは人の意見を聞いて、こういうものどうだというようなところを取り入れても大いに結構だから、せっかく与えられた事業、これもったいないので、大いに活用すべきであるということで、打ち合わせ会議を開きまして、指示したところであります。早速この教育分野の指導員ということを、先進事例があれば調べまして、あるいはまた、浅利議員にお尋ねする際は、また指導をいただきたいと思います。

そういうニーズや当町での得意でない不得手の部分を補充する形で補えれば一番いいんじゃないかなと、不利なところというんですか、余り得意でないところをこの際こういう事業資金を補てんして、採用してあげればさらにいいのではないかなと、こういうふうに思います。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

引き続き、教育分野、それから産業分野を含めて、至急検討して、至急実施するということでやっていただきたいということを要請しておきます。

次のロのことと関係しまして、お聞きしたいことなんですけれども、町長や副町長のところには、職員として採用してくれというような要望が殺到しているのではないかなというふうに思いますけれども、先ほどの競争倍率でも四名採用に七十何名ですか受けているような状況であります。今後の役場の二十二年度三月時点で退職予定の人、それから来年度、その次の年という退職予定者数というのは、一体どうなっているのかという現状について、ひとつ明らかにしていただきたいということです。

それからもう一つ、自治法上は、いわゆる専門職という、専門技術職というのは、自治体というか、普通の市町村自治体、中核市、大都市以外ではないんだというようなことなんですけれども、私が要望したいのは、土木部門の人はそれなりにいらっしゃると思うんですけれども、建設部門が我が藤崎町にはちょっと少な過ぎるんじゃないかというふうに思っておりますので、一般職という中でもそういうものを、そういうものというのは建設関係の職員をある程度補充して、みんな丸投げ状態だと、設計屋にお任せというようなことでなくて、職員もチェックできるような体制こそ、そういう能力を保全していくべきだというような意味合いなので、その点についてどういうふうに考えているのかということについてお聞きいたします。

○副議長（平田博幸君）

総務課長。

○総務課長（三上　治君）

来年から二十二年度三月末の定年退職予定数は四名でございます。二十三年度が九名、それから二十五年度が五名、それから二十六年度が七名、二十七年度が九名でございます。

それから、後段の専門的な建築でございますが、これについては当町におきましては、建築分野については設計会社に実施設計を委託、それから監理も委託しております。そこで、建築の分野については当町の職員では建築基準法に基づく建築士の資格とか、一名ほどおりますが、ただ、人口二十五万人以上の市については、建築基準法によりまして、建築主事とか置かなければなりません。ただ、そういう市町村にも置くことができますが、ただ、置く場合は、都道府県と協議して、県の認定を受けなければなりません。建築主事の資格としては、一級建築士の免許がなければなりません。ただ、それについては、これから地方分権とか進みますと、町村にもそういう資格の職員も置かなければならないこともあるかもしれませんが、その辺の状況等もにらみ合わせて、今後そういう状況になった場合、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

退職者数もここ二、三年多いというようなこともあるので、それらについて適切な基準と私のいう技術職員というか、技術分野というか、そういうつまり

全部丸投げ状態、丸投げという言い方は正確ではありませんけれども、設計屋任せ、そういうことじゃなくて、職員自身がそれらに精通しているという基礎的な知識や技能を持っているということもこれから公共工事というのはなくならないわけでありますので、それらを踏まえて対応していただきたいということを申し上げて、要望しておきたいと思います。

次の消防行政についてであります。

広域化推進計画、私もちょっとインターネット上で読ませていただいたんですけれども、必要性等がるる書かれているわけであります。町長も先ほどの答弁の中では避けて通れないだけじゃなくて、スケールメリットが極めて出てくるのではないかというふうに言っておるわけですけれども、確かに、黒石も平川も入るというようなことですね。確かにスケールメリットというか、そして、いわゆる人員も整備できる。そういうメリットもあるんでしょうけれども、現状でも、例えば弘前事務組合の場合は、関のところまであるわけです。それから、岩木、相馬、もうそれだけでも十分広域的な機能を果たしているんだと思うんです。それをさらに、黒石、これは合併と同じようなことを十四市町村合併ですね、一番初めに提起された。スケールメリットだけじゃなくて、黒石も平川もかだりてというのであれば、それを拒むことまではいかないでしょうけれども、問題は、例えば、今協議が始まったということなんですけれども、一体、今たしか二億円ちょっと消防組合に藤崎で出しているんですよね。そういう負担はどれぐらいになるんですよという財政試算といいますか、あるいはまた、スタッフは現状を維持しながらどれぐらいでやっていくんですよとか、そういう試算というのはどこで、だれが、いつごろまでに出すのかということについてはどんな見通しを持っているんでしょうか。

○副議長（平田博幸君）

総務課長。

○総務課長（三上　治君）

消防の広域化については、県の指導を仰ぎながら、現況調査、それからメリット、それから財政的な試算、それから統合方式をどういう方式にすればいいのか、それは事務的にはいろいろな角度から詰めておりますが、ただ、そのことに伴いまして、首長会議、推進会議については、今の段階では二十二年度中には何とかという段階でございます。

ただ、この広域化についても二十四年度中がめどですので、それら等を段階を踏んで、そういう場面になった場合は議会の皆さんともよく相談して、やっ

てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平田博幸君）

浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

協議が始まったということでありますし、肝心要の弘前市長選挙も控えて、その後だという話も総務課長などは、後になるのではないかというような話も聞いておるところなんですけれども、いずれにしても、議会にも情報提供をしていただき、特にこの問題についても十四市町村合併と同じようなスタイルでやっていくのかという問題、財政問題も絡んでくるわけですので、議会にも情報提供をできるだけ速やかにしていただくということを要求して、次の医療介護保険の問題について質問いたします。

町長の提案理由の説明の中でも、国保会計と介護保険会計、これが大きな懸念材料の一つというか、二つになっているんだと。私ども藤崎町の場合は、病院は委託し、保育所は民営化し、そういう点では、県から高く行政改革よくやっているねって、評価はされているんだというところだと思うんですけれども、しかし、逆を返せば、現業部門から撤退しているという現実でもあるわけであります。そこで、この国保会計の基金が三千万円ほど、今年度末ではあるはずだけれども、それを当初予算に組み込んでしまったから、ほとんどない状態ですというようなことを、その大きな原因というのは、どの辺にあるというふうに認識していらっしゃるんでしょうか。課長にお聞きいたします。

○副議長（平田博幸君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

まずは、歳出ベースで申しますと、保険給付費なるものが年々ふえる傾向にございます。そしてまた、後期高齢者医療制度が創設されまして、後期高齢者の支援金というのが発生しています。これは本年度で対前年度で三千万円ほどふえてございます。反面、老人保健拠出金が前年度と比較いたしまして、四千六百万円ほど減になっていると。それで、今年度は老保の拠出金はなしということでございまして、それと同時に、いわゆる高額医療の関係なんですけれども、保険財政共同事業の拠出金なるものが年々ふえていると。いわゆる高額医療がふえている関係になります。歳出はふえる一方でございます。後期高齢者

医療制度が創設されたにもかかわらず、給付費がほとんど変わりなくふえているという状況であれば、非常に歳入ベースで考えますと、いわゆる町税そのものというのが毎年減る傾向にございます。後期高齢者医療制度ができまして、移行されましたので、十九年度と二十年度ベースでは約調定額で五千万円ほど減になってございます。そしてまた、徴収率等も若干一％程度下がっておりますので、歳入ベースで減、歳出ベースで増という結果、その穴埋めとして、いわゆる基金で補てんしているという状況でございます。

基金の状況を見ますと、近年三年ぐらいまでは一億円ベースで基金の残高はありましたけれども、その財源を利用して補正財源として運用してまいりました。ただ、前年基金の繰り入れが四千四百万円繰り入れしてございますけれども、二十一年度では、九千四百万円と。約五千万円ほど基金から多く繰り入れしているという状況でございます。それの発端は歳出の増、歳入の減、その補てんとして基金を補てんしているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（平田博幸君）

浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

今一億円近い基金の状態、二十一年度初めには、そのような状態から二十二年度の初めではゼロベースと同じだというようなことであります。先ほど町長の答弁で、現状の雇用者や国保の世帯の状況を見れば、値上げはしないで頑張ってみるというような決断をしたことは、それは私はそれとして、評価はしたいというふうに思っているわけであります。ただ、今後のことを考えますと、非常に案じられるといいますか、そういう問題であります。当初予算、我々に示されたものも町の方から四、五千万円ほど余計出したというふうにちょっと財政的には見ているんですけれども、いずれにしても、本来国保会計だけでやりくりできればいいんでしょうけれども、基準外とも言えるようなことも含めて、基準外の一般会計からの繰り出しも含めて対応していってほしいというようなことを思っているんですけれども、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのか、町長に再びお聞きしたいと思います。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

国保会計、厳しい現状を一時は合併当初は、私も少しは保険者の方々に保険

料の軽減ということで、今思えばこういう時代がやがて到来するという、間近に、三年後か四年後にこういう状況になるとは、まさかと思っていましたけれども、合併当初は一時二億円以上の基金があった国保会計によって、保険者の方々に少しでも負担軽減ということで、引き下げを実施しました。皆さんまだ記憶に新しいかと思うんですけれども、また、すぐこういう状況が変わりまして、厳しい状況というのが急展開するんだなということも学びました。健全な特別会計、国保会計を維持するためには、大変だなという思いをいたしております。そういう認識に立ちながら、現状の先ほど課長が入りの減、出の増という現状の中でをどうやりくりするかというのは、やはり基準外、あるいは一般会計からの繰り出しということをやむなしで、基本的には、原則は浅利直志議員や議員各位、あるいは町民各位が望んでいるであろう、国保の値上げはしないというところをできるだけこれを堅持しながらいきたいと、こう思っております。そのための努力、保険料の徴収、町民税の徴収等を含めまして、入りの部分を何とか頑張って、厳しいながらも頑張っていきたいと、こう思っております。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

三の国保会計のことについてお聞きしていたんですけれども、イ、ロ、ハ、ニのところ、介護予防活動の今後の取り組みについてというのについて、町長からも答弁あったんですけれども、これについてもう今年、我々三月議会に包括支援センターについては直営というよりも、社協に委託する。そして、介護支援センター常盤の支援センターのところで拠点を移してやるんだということも提案されておるんですけれども、今後の介護予防活動を展開していく上で、どのようなことを注意し、強化していくつもりなのか、担当課長に率直に、長い間この介護活動も含めてやってきたわけですので、お聞きしたいと思います。

○副議長（平田博幸君）

福祉課長。

○福祉課長（高木　博君）

長いばかりで中身は伴っていませんけれども、簡単に述べさせていただきます。

先ほど町長が登壇で述べたように、まず介護予防というのはどういう事業か

と言いますと、まず、介護にかかわる人を予防するんだよと。さらに、その状態を維持していくんだよと。また、あるいはその悪化を遅らせるという目的で事業をやってございます。

簡単な例を挙げてみますと、例えば、平成二十一年度から脳の健康教室というのをやってございます。これは一般高齢者の人を対象にしております。公文の教材を使って、読み、書き、計算、それからコミュニケーションを図ってやる事業でございます。また、参加している方については、それをやったことによって、非常に生活に張りが出てきたとか、そういうふうなことの結果が出てございます。

さらに、認知症等に対する教室もやってございます。月に二回ですが、常盤、藤崎両地区で毎月二回ほど開催してございます。その内容としては、健康チェックとか、それから手芸教室、レクリエーションなど、元気教室という形でやってございます。参加者については年々ふえてございます。また、それを楽しみにしているという方も非常に多く、修了証書を最後にあげます。修了した方々から、また何かもう一度やりたいということで、その人たちの希望によって、月に一回、またそういうさわやか教室というものをやってございます。

それからあと、体力向上のために筋力アップとか、いろいろなことをやってございます。

これについては、今後もいろいろ事業効果として大変出てございます。また、予算委員会でも若干説明したいと思いますが、給付費の抑制にもつながってございます。ということから、今後も継続しながら支援してまいりたいということを考えてございます。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

浅利直志君。

○十四番（浅利直志君）

おっしゃりたいことまだあるんでしょうけれども、時間の制約もありますので、いわゆる予防的な効果、給付費を削減する効果もある。あるいは生きがいを持てるというようなことは大事なことであります。介護保険料についても、新聞でも県内五番目までになれば、むったど載っているようなんです。六番目だから、あと五十円しかそこらしか違わないところで、実際は県内でも高い方なんですけれども、そういうことがあります。実際、施設も多く抱えている現状でありますけれども、百円でも二百円でも結果的には予防をして、保険料も

百円でも二百円でも安いということで取り組んでいける状態にしてほしいと思いますけれども、それにしましても、高齢者はますますふえるわけでありますので、国に対するやっぱり助成措置を五〇、五〇だというようなことですけれども、実態的にはあと五％でも国の助成制度を助成幅をふやしていくということが安定的な運営には欠かせないものだと思っておりますけれども、国に対する要望などについて町長、今のような要望などについて町長としてどのように考えているのか、最後、簡単にお答えできればと思います。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

お答えいたします。

国保会計、介護事業等、こういう福祉関連事業や医療、健康、介護等のこういう福祉関連の事業は市町村自治体単独でなかなか大変であります。ですから、制度上の改善、これを強く望んでいる一人でありますけれども、この望み方も単独ではちょっと難しいので、いろいろな機会をとらえて町村会等でも声を出しながら、そういう事業の制度改善のための声を出していきたいと、活動してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

これで十四番浅利直志君の一般質問は終了いたしました。

これより暫時休憩いたします。

再開時刻は二時二十分とします。

休　憩　午後二時　十分

再　開　午後二時二十分

○副議長（平田博幸君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

次に、七番相馬勝治君の一般質問を許します。

七番相馬勝治君。

〔七番　相馬勝治君　登壇〕

○七番（相馬勝治君）

ただいま議長のお許しを受けましたので、私からさきに通告してあります質問事項について一般質問を行います。

町長、理事者並びに関係する参与の明確なる答弁をお願いいたします。

長かった冬もようやく終わりを告げようとしている三月、三月に降る雪は去る雪と申しますが、津軽平野にも春の足音が届きつつあります。

さて、百年に一度という世界経済不況に見舞われた国際社会にあっては、日本も危機的な経済情勢に陥り、政府、各地方自治体も大変な時代を迎えております。雇用不安や公共事業の削減など、さまざまなマイナス要素が重なることによって、常に不景気が助長され、住民の安心・安全な生活に大きく影響を及ぼすことが懸念されています。その対策として、国や地方は、経済活性化による内需拡大、雇用機会の増大などを図るなど、景気刺激策を打ち出しておりますが、この政策が効を奏するかどうか、大いに期待するものであります。

また、最近、地震、津波といった地球規模の災害が世界の各地で勃発しております。その中で、テレビ、マスコミの報道などで行政の防災体制が後手となっているとの指摘も数多く見られております。当町においても、いつこういった災害が発生するかわからないことから、常に防災意識を持った体制、危機管理体制の整備が必要かと思っております。昨今の異常天候による予測される大雨や防風といった我が町の基盤産業である農業の基盤を脅かす災害には、迅速に対応できる体制をお願いしたいと思っております。何はともあれ、平成二十二年こそ災害が起こらない年であってほしいと願うものであります。

それでは、通告している三点について質問いたします。

一点目の小・中学校においての学力体力の低下についてであります。

ここ数年、国際社会、また国内と、日本の学力、体力低下が報道されているのも事実であります。果たして当町ではどのような現状でいるのか伺うものであります。

二点目の町内外の人たちが利用する藤崎文化センター、ふれあいずーむ館、その両施設利用状況はどうなっているものか伺うものです。また、ふれあいずーむ館の使用料、また予約の現状についても伺うものです。

三点目の公共事業における土木、建築工事の設計の現状と方針、これについては、発注前に役場は現場を把握しているのか。また、設計業者に任せているのか、どのような設計業務をしているものか伺うものです。

以上で壇上からの一般質問といたします。

○副議長（平田博幸君）

七番相馬勝治君の一般質問に対する答弁を求めます。

小田桐智高町長。

〔町長　小田桐智高君　登壇〕

○町長（小田桐智高君）

相馬議員のご質問にお答えいたします。

初めに、イの小・中学校においての学力、体力の低下についてでありますが、まず、学力については、近年、全国的に学力低下が問題視されていることから、文部科学省では、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握、分析することにより、教育及び教育施設の成果と課題を検証し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善などに役立たせるために、平成十九年より、全国の小中学校の最高学年の児童生徒の全員を対象として、四月に全国学力学習状況調査を実施しているところであります。その結果を見ますと、青森県では、小中学校ともに平均値よりも上位に位置し、当町においては、その青森県の平均値に位置しており、学力が低下していないと分析しているところであります。

次に、体力についてでありますが、全国的に子供の体力が低下している状況にかんがみ、子供の体力の状況を把握分析することにより、子供の体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、各学校の児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動週間を把握し、学校における体育、健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、平成二十年度から全国の小学五年生、中学二年生全員を対象に、全国学力テスト、全国運動テストを実施しているところであります。その結果、青森県はほぼ全国の平均値にあることから、当町の体力が低下していないと分析しているところであります。

次に、イの藤崎町文化センターふれあいずーむ館の利用状況についてでありますが、貸し館として、教育委員会管轄の施設では、藤崎町文化センター、ふれあいずーむ館が主に町民の方々に利用されております。文化センターの利用状況ですが、平成二十年度四月から二月までの利用件数は一千百五十六件、平成二十一年度四月から二月までの利用件数は一千百四十一件となっており、ほとんど変わらない状況となっています。また、ふれあいずーむ館の利用状況は、平成二十年度四月から二月までの利用件数は六百七十九件、平成二十一年度四月から二月までの利用件数は五百十五件となっており、二割程度の減少となっておりますが、主な理由としては、法人、各種団体等の固定による貸し館の使用件数が減少したことによるものであります。

次に、ロのふれあいずーむ館の使用料と予約の現状についてでありますが、町総合計画におけるみんなでつくる藤崎プランに掲載されております「心豊か

に人と文化が輝く教育ふれあいのまちづくり」の主要施策の中において、生涯学習、各種サークル活動、団体等での施設の有効利用をさらに充実させてまいりたいと考えているところであります。そのための使用料については利用者へのサービスとして、使用料の軽減をできる限り提供させていただいております。その内容としては、利用団体に使用料の負担を余りかけないことから、各部屋の使用時間をきめ細かに調整を図ることとし、利用する部屋のスペースを仕切るなどの対応をさせていただいております。

また、予約の現状については、ふれあいすーむ館管理運営規則第五条の規定に基づき、使用期日の十四日前までに、所定の申請書を提出し、使用許可を受けることとなっております。これ以外の通夜、葬式等の予約などについては、利用者のさまざまな事情を考慮しながら、その部屋に空き状況がある場合、あるいは既に許可済みの団体があったとしても、館内のほかの部屋に変更可能な場合においては、使用許可を交付するなど、利用者側に配慮させていただいておるところであります。

次に、土木、建築工事の設計の現状と方針についてでありますが、町では土木工事、建築工事ともに、設計委託に際しましては、発注時に設計数量のほか、共通仕様書、特記仕様書等により、その工事内容における発注者側の意図が反映されるよう、受注者との設計協議を行うことが明示されております。設計業務を適正、かつ円滑に実施するため、発注者側と受注者業者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の確認を行い、その協議内容については、その都度受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、双方確認しております。通常は当初の基本方針打ち合わせ、中間打ち合わせ、成果品納入前に受注者と協議を行っておりますが、疑義が生じた場合はその都度速やかに協議を行い、その工事の設計内容が発注者及び利用者にとってよりよい成果が得られるよう努めているところであります。

以上、相馬議員の一般質問に対する登壇での答弁といたします。

○副議長（平田博幸君）

七番相馬勝治君の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより七番相馬勝治君に再質問を許します。

七番相馬勝治君。

○七番（相馬勝治君）

それでは、再質問に移らせていただきます。

今町長の答弁の中に教育問題についてちょっと報告がありましたけれども、

県内においては、そこそこというとおかしいんですけれども、ある程度中間ぐらいにいると、平均にいると。そして今このことについて、ちょっと学務課に聞きたいんですけれども、国とか県より恐らく補助金があると思うわけです。交付金なり、さまざまな分野があると思います。その中において、学力を向上するということになりますと、本類、参考書、または図書類の補助が出ていると思います。現にこの前、木村太郎代議士と会ったときに、「青森県はそういう本とか補助金を活用していない」ということを聞きまして、これもまた偶然なのかどうかわからないんですけれども、その後図書関係、本関係の補助は当町においてはどのような現状でいるのかお聞きいたします。

○副議長（平田博幸君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

図書費については、各学校一校当たり三十万円ずつ予算として計上しております。これについては、近隣の市町村と比べましても、割と高い水準にありまして、近隣の水準をちょっと調べてみましたら、低いところは九万円台、多いところでも学校の規模はちょっと違うんですけれども、四十万円もありました。どこも平均しますと小学校で十四、五万円から中学校では二十万円ちょっとと、こういうことが現状であります。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

相馬君。

○七番（相馬勝治君）

今のこの時代、本を見る機会が本当に少なくなっていると思われますので、小中学校については、今の事業仕分けではないですけれども、今いまに出る成果ではなく、これからという子供たちにさまざまな本でも、そういう教科というよりも教材、それを与えながら、やっぱり人間形成の第一歩と私は思っております。小学校、中学校においての基本がなければ、高校に行っても無理なこともあるんじゃないかと思っております。

そして、今日は本当に県立高校の発表があるんですけれども、結果はもうわかっていると思います。桜が咲かなかった人もおると思いますけれども、やっぱりこれは基本的な問題でありまして、社会へ飛び出す一歩ということになっておりますので、町長におかれましても、小中学校に対しては、本当に行政側も手厚い保護といいますか、手厚い心をお金でも差し伸べてあげてくださるよ

うお願いいたします。

そしてまた、思い起こせば、数年前、常盤地区の私の友達であります人の息子が現役で明徳中を卒業し、弘前高校を卒業して、東京大学に合格しました。そして今現に在学しております。その子供が私のところへちょっと遊びに来ました。「何で、東大さ受かったんだば」と、そしたっきゃ「やっぱり基本が大事で、基本をクリアできれば問題を解くのがおもしろい」そうなんですよ、その子供にとっては。本当に普通の子供であるし、酒も結構、その晩げ飲んで強いんだけれども、未成年だけれども、ちょっと祝い事ということでちょっと飲んだら、やっぱりその子供は、「基本が大事だと、基本さえしっかりすれば、あとは応用だ」と。「せば、学校でわからないとき、基本がわからねば、学校の先生がしかへでける」と。それもまた、教育にとってとても大事なことではないかと、私は思っております。先生方にも、その辺のところは、ご理解していただいて、これからの当町では学力の低下はないということを自慢したいし、そういう体制もまたとっていきたいなと、私個人的にも思っておりますので、また、その節には、町長にお願いする可能性もありますので、ひとつよろしくお願いいたします。

そして次に、体力の低下であります。

先ほどの答弁の中でも言ったんですけれども、低下しているとは思えないと。少子高齢化に伴い、各子供たちがさまざまなスポーツやら、外で遊んでいる風景も見られます。このことについて、体力低下を防ぐ、予防、そういうふうなことについて、何かやっているものってあるんでしょうか。

○副議長（平田博幸君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

今ご質問のありました体力の件でございますけれども、全国的に体力調査をいたしまして、これは五年生と中学校二年生になるんですけれども、種目は八種目行いまして、これは先ほど答弁でありましたとおり、青森県の平均がほぼ当町の平均だとご理解いただければいいと思います。実際には、青森県はどういう位置にあるのかというのをちょっとお話し申し上げますと、まず小学校の男子の五年生では、都道府県四十七あるわけですけれども、それの大体二十六番目あたりであります。中学校の男子については四十七都道府県の二十五番目あたりであります。女子の五年生については十八番目あたりです。女子の中学校については三十六番目にあります。こういうことを受けて、各学校では、小

学校では中休みを利用して、ランニング、それから冬場は縄跳び、この辺をやって、また、ランニング等については記録会等を設けまして、意欲を、目標意識を与えてやっています。そのほかあと中学校については、やはり部活が中心ですので、部活、体育の時間を充実させながら、個人的には個々に体力の、我々で言う健康診断みたいなものがありまして、どこが弱いのか、どこが平均より強いのかを明確にしまして、おのおの部活、それから体育の時間を利用した強化を図っているところです。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

相馬君。

○七番（相馬勝治君）

体力に関しては、小さいころから体を動かさないと、年いっても、何か体を動かさないような方に向かうと思いますので、小さいころからよく体を動かせば「健全な体に健全な魂が宿る」というふうなことわざもありますので、それなりに体力の増進、そしてまたスポーツにも関心を持たせてもらえるよう、教育方針としてもひとつよろしくお願いいたします。

次に、文化センターについてでありますが、文化センターについては、この前も沢田さんのコンサートでしたか、ありまして、本当に好評でもありましたし、町民の方々もああいうコンサートを何回もやってほしいなという要望も私の方に聞こえましたので、利用の方も一千百五十件強ということで、随分使われているなと思って、これからも町民、そしてまた町内外の人にも貸し出しの方をよろしくお願いいたします。

そして、私このずーむ館の使用料、予約についてと、別個にこれをやったんですけれども、これちょっと聞きたいんですけれども、仮に、あそこずーむ館が設置されている場所、木挽町の周辺は集会所がないということで、この前、葬儀とか、副議長の平田議員も父親の葬儀をやったんですけれども、ちょっと葬儀についてあれなんですけども、常盤地区と言えばおかしいですけれども、常盤地区の方は公民館を借りる際に、たとえ予約していても葬儀が入れば、今はまだ部落単位でやっているところも多いんですけれども、葬儀があれば葬儀が優先だということになっているんです。そしてそれはもう各町内においては、暗黙の了解を得ていると。そして今のずーむ館でも結構葬儀関係あると思うんです。もしそうなった場合、今の運営規則とかさまざまなものを事務方からもらったんですけれども、これどうなるんですかね。十四日前に予約したという

ことになった場合、その十日前とかに葬儀が入った場合は、これどうなるものでしょう。

○副議長（平田博幸君）

常盤文化会館館長。

○常盤文化会館館長（笹森末八君）

お答えいたします。

先ほど来、通夜、葬式での予約ということで、規則では、各団体であれば、十四日以前に申し込みということになっております。ただ、通夜、葬式の場合は急遽ですので、二、三日前ということになるわけですけれども、先ほど言われたように、常盤地区の公民館、あるいはふれあいセンター等については、各地区の総会、あるいは各地区の役員会、地域の婦人会とか、地域の子ども会等々の利用が主に使われているということで、常盤地区の方ですと、通夜、葬式が入った場合は、今相馬議員が言ったように、暗黙の了解で、今回はどこどこの人が亡くなったので、通夜、葬式入っていますので、総会、役員会は今回はできないよということで行っておりますけれども、ずーむ館の場合は、各種企業、あるいは各団体、広域的な団体も借りてございます。その段階で事前にポスターやチラシの配布、あるいはチケットまで売っているということなので、そのような団体なんかが申し込みされているときは、即通夜、葬式が入っても、そっちが優先だということにはなかなかならないです。現に、これから藤崎の小学校が校舎建築中ですが、卒業式もずーむ館を予定しております。その後の謝恩会、ＰＴＡの謝恩会等も予定してございます。また、今年の七月には選挙もありますけれども、選挙の投票所ということでもあそこを利用されます。なので、なかなかあそこを急に通夜が入った、葬式が入ったからといって、変更はできないということでございます。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

相馬君。

○七番（相馬勝治君）

それの結果を聞いて、ちょっとこれ集会所あたりも建設した方がいいんでないべかなってす感じもまたあるんですけれども、現実問題として、今いまにはそれは無理なんだけれども、その何かあの周辺の人たち、西豊田も含むと思うんですよ、あそこを利用する人は。何か職員の方に聞きますと、それなりと言えば、おかしい、一生懸命何かあったときは、文化センターへ来てもらったり、

さまざまな対処をしているのもまた聞きましたし、大変だなと思っていました。この辺のところを何か私にとっては、葬儀ですよね、恐らくずーむ館で祝言をやる人は少ないと思うんですけれども、葬儀に関して、何か一生に一回しかないわけです。それをやるところがないと。早い話、また別なところさ行ってやるわけにもいかないような感じもするし、その辺のところ、町長これ、町長の気持ちなんですけれども、そういう場合、規約にはうたわなくても、貸し出しするときに、もし葬儀があれば、場所を変えてもらいますよとするのは、事前にできるんですか、予約した時点で、どんなものでしょう。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

先ほど、館長が適切な答弁をしたわけでありますけれども、まさにそのとおりで運営をさせていただいていると。ずーむ館の場合は、特殊で町内外の方も使っていると。チケットなど販売したり、弁当を頼んだりすると、仕出しなんか頼んだりすると、その日をおいてほかに移動できないわけでありまして、それが優先されると。葬儀が入った場合は、協議をしていただいて、あるいはお声をかけて、こちらで「移動できますか」というような尋ね方をしながら調整を図って、今現在はどうにかそれでやっていただいているわけであります。冠婚葬祭用に集会所があれば、常盤みたいにあれば、大したいいわけなんですけれども、また、こういった施設も多目的な集会施設ですので、こういう施設もまた必要なわけであります。どっちもあれば一番いいわけなんですけれども、そこは近場の集会施設や文化センター等も利用していただいて、藤崎地区の場合は、そういうふうに今までやっておりますし、これからもそのようにして利用してやっていただけるものと思っています。余裕があればそれぞれの地区に均一に、そういった冠婚葬祭向けの集会所というものがあれば大したいいわけなんですけれども、藤崎の方では今どうやら調整してやっているので、集会所を欲しいのは欲しいという声は聞きますけれども、特に集会所建設という動きはそう要望としては余りないようです、これまで。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

相馬君。

○七番（相馬勝治君）

流れ的にも実務的にも担当者の方からも聞いていますし、これといって、今

いまに不自由はしていないと。利用者の方も今までの流れというものを認識しているようですしね。苦情という苦情はありません。

そこで、ずーむ館を葬儀に使えば、約八万円ぐらいかかるんです。そしてまた、さっきの話にも戻りますけれども、常盤地区の公民館を使えば高くても三万円ないし四万円、約半分でおさまるということで、藤崎の人に対しては、ちょっとお金はかかるんですけれども、この八万円という額、もうちょっとこれ検討して、下げてもらえれば、私はいいんじゃないかと思うんですが、町長にその考えはありますでしょうか。

○副議長（平田博幸君）

小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

これも登壇で関係者と検討したものをお話ししたわけでありまして、その八万円というのはマックスの額だと思うんですけれども、部分的に使用するにはもっと割安になるわけであります。また、隣の弘前市やそういったセレモニーホールなんかを同等の機能を保有しながら、それよりも安価な値段で使用できるという点、便利さからいくと妥当ではないかなと。これも今、一部安いば、越したことはないんですけれども、これで大体使用していただいていると。その機能性からいっても十分値段に相当するものだというふうに思っています。部屋を細分化したり、いろいろこちらでも指導しているようでありますので、しばらくはこの価格帯でやっていきたいと、こう思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（平田博幸君）

相馬君。

○七番（相馬勝治君）

八万円という額、一生に一回、その会場を安いとすれば安い、高いと言えば高い、その人たちの考え方ですけれども、ずーむ館に関しては、さまざまな面で本当に使いやすいと、使った人が言っておりますので、この額的な面に対してももし検討の余地があれば、若干でもいいですし、二日なら二日という期間ですので、その辺のところを機会があれば、若干の引き下げということをお願いしたいと思います。

次に、公共事業についての土木建築のことについてですけれども、私も何十年来公共事業及び工事関係に携わってきた人間ですが、あえて今の退職なされる建設課長にお伺いいたします。

町道境森線という線が先般田舎館から榊地区までの間全部舗装になりました。ですよね、課長。それで、その件につきましてちょっと私もこれから毎日のようにあそこを朝晩通るわけですけれども、あの工事に対しては、十年以上も前から弘前へ行くときに、今ボックスカルバートという製品が入りまして、弘前の方へ左折するのに大変楽だよというあれもありました。一本常盤寄りの道路ですけれども、そしてその町道境森線の舗装が完成したんですけれども、その工事の中身がこの設計とか更新とか、私なぜ言ったかというと、ちょっと業者任せな点があるのかなと思って、今回この件について質問します。先ほども私課長には、その工事の内容についてちょっと聞くということで言います。

一点目の、デリネーター、次の道路幅の標識、そして白のライン、そしてまたベンガラ舗装と、四つについてのこの設計の段階でどういうふうなことでこういう発注をしたのか説明願います。

○副議長（平田博幸君）

建設課長。

○建設課長（兵藤　寿君）

お答えいたします。

まず、境森線、この工事でございますけれども、この工事は国の交付金事業というもので実施しております。この設計ですけれども、これができた時点は、いわゆる旧常盤、旧藤崎の合併する以前にできている設計ということです。我々は設計を依頼するわけですけれども、その設計の段階では、いろいろな協議をしながら、縦横断、平面図等ができれば協議、その中で、道路構造、そういうのも全部協議していきます。交付金事業ですので、一定の構造基準がありますので、そういうふうに合致した形で設計を組み立てていきます、順序に。路線も決定していくということをやっていきます。今回もそういう形で事業を進めていたわけですが、いわゆる用地買収等が出てきます、必ず。いわゆる今ベンガラ舗装と先ほどおっしゃっていましたけれども、あの部分なんですが、実は本来であれば、宅地を買収して、全線同じ幅で通る予定だったんです。ところが、用地買収が不可能になりまして、前後よりも若干幅が狭いという感じになりました、約一メートル弱ですけれども。センターラインも引けない状況です。一定の幅員がないとセンターラインが引けないということになるわけです。それで、我々は必ず事業を始める前には、住民説明、あるいは工事説明、これを実施するわけです。あの地区で要望が出たのが、住家区域、これについては恐らく舗装ができれば交通量もふえるでしょうと。安全対策には十分注意

をして事業を実施してくれないかということになってございました。そういう大きい設計は当初からあるわけですけれども、用地買収が不可能だとか、そういうことになってくるとその内容を変更していくわけですね。これが町の建設課にいる職員が主にそれらを担当して、細部のものは変更して発注すると、そういう形になります。

そういう内容で工事発注するわけですけれども、発注する前に、住民からの意見、要望を聞きますと、やっぱりそういう安全面に配慮してくれということですので、いわゆるあそこも幅が狭くなる、センターラインも引けないということからすれば、そういう対策を講じなければならないと。

ベンガラ舗装ですけれども、あれは自動車運転者に視覚的に注意喚起を促すという効果が非常に大きいということもあります。それと、その前に、これは公安の方とも協議しておりますけれども、特殊なラインが引いてあります。通常のラインの内側にまたさらにこう斜めなラインを引いてありますけれども、ベンガラ舗装の手前ですね。これは減速効果をねらったラインということで、これも採用しております。したがって、あの部分に来た場合には、極めて減速させるよう、あるいはほかのものに注意喚起を与えるような効果をもたらすということでそういう設計を役場の中で、これは当初の設計にはありませんけれども、そういう状況の中で考え出していくということでございます。

それから、デリネーターですね、視線誘導標ですけれども、おっしゃっているのは、ベンガラ舗装した部分の視線誘導標、デリネーターだと思うんですね、恐らく。あのデリネーターがいわゆる基準の標準のタイプなんです、実は。皆さん、よく道路を車道に立っている丸い太いやつがあります。あれが積雪タイプというやつで、雪にも強いと。二段構えになっているのもありますし、そういう積雪タイプという形になっているんです。あそこにじゃあ積雪タイプと同じものをやればいいんじゃないかということですけれども、あそこは車道敷地ではないんですね。いわゆるもとの水路のボックスの上で、あれをいわゆる余分な土地をただ投げておくわけにもいかないので、駐車帯という形で利用しています。ですから、駐車帯ですので、一般の視線誘導標じゃなくて、標準のタイプ、いわゆるはっきり言って安いです。そういうことで無理して高いものをつける必要ないんじゃないかということで、標準型ということでそういうものを使ったということでございます。ですから、一番の目的としては、そこの住家の地区の安全性を図るために考え出した役場当局での考えでございます。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

相馬君。

○七番（相馬勝治君）

安全性を考えての設計だということで大変いいんですけれども、あそこが全面境森の方から舗装したおかげで、今現実問題として、大型トラックが朝夕走っているんですよ。そしてその間に、玄輝門の児童もいると。果たしてそれがそこの部分だけ安全性でよければいいのか、それとも、あのラインを標識でも掲げて、徐行してくれと、これから農作業に入る人が随分あそこにはいるんですよ。そして、あれができたおかげで本当に助かるんですけれども、危険もまたふえてきたということが現実問題として起きています。果たしてそれがこれから舗装したことによって、そこの部分だけで安全性を促してもいいのか、それともその境森のあの近辺にもやっぱり標識なりを、そういうのを立ててほしいなと、私は思っているんですが、その辺、どうお思いですか。

○副議長（平田博幸君）

建設課長。

○建設課長（兵藤　寿君）

まずは、大型車の規制ということになりますけれども、これは役場の判断だけではなかなか難しいと。大型規制をかけるとなれば、いろいろな幅員の要素、あるいは道路の構造上の問題とか、そういうものが全部加味される。あるいは中間に何かそういう事務所的なものがあればできないとか、なければできるとか、いろいろな要素が絡んできます。あくまでもこれは公安当局に相談していかないといけないということになるわけです。ですから、そういう事情があれば、それは公安と協議してできるかもしれません。

それと、大型によって危険になるんじゃないかということですけれども、我々もいろいろなことを考えています。信号処理は必要でしょうと。両サイドですね。これも当然県との協議が必要ですね。両サイド県道になりますので、信号もこれ我々がお願いしてもすぐにはなかなかつけてくれないというのが現状でございまして、これからは要望する予定にしてございます。特に、旧国道の方は信号処理していただきたいということで、当初からお願いはしております。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

相馬君。

○七番（相馬勝治君）

今いまに、信号はつけなくても、ある程度の公安委員会の何年かと言えばおかしいけれども、標識ですね、とりあえずは標識ぐらい、数本ぐらいつけてもらうとか、そういうことをして私はしてもらいたいと。そしてまた、今の大型トラックあたりは「はっけるな」とはされないもので、とりあえずは私も知っている人がいますので、なるべくは徐行態勢で走ってもらいたいし、路盤あたりも大型が走ることによって、恐らく維持されない路盤ではないかと思っていますし、その辺のところは時間はかかるんですけれども、今の現状では最低限標識を立ててもらい、さまざまな公共工事をやることによって、さまざまな障害も出てくるのも確かですし、それを設計及び地元の住民の方々、そして役場の方々と三者でよりよい方向づけで設計を組んででも、設計変更もあり得ると。今月の定例会にもそういう話題も、議案もありますけれども、これは現場も発注した際、生き物に変わるわけですよ、死んでいるものが早い話人の手によってまた生き返るわけですから、その辺のところを含めながら、公共事業に関しては、課長は今月で終わりなんですけれども、本当にご苦労さまでしたと。しかし、あなたのかわりにまた課長がこの議場にまた来て、説明しなければならないという場面が出てきますので、その辺のところを現場は生き物だよと、毎日変わっていくものだよと、それを速やかに把握しながら、安全、かつ経費も余り最低限、ベンガラ舗装は約三倍ぐらいかな、そのぐらいの材料費もかかりますので、一万円で済むものが三万円も四万円もかかると。これちょっと、私はあの舗装に関しては余りにもやり過ぎではないかと思ったんですけれども、その裏をとれば、あそこを歩く人、早い話、玄輝門の子供たちもいるわけですよ。それを考えれば、暗に何だかんだ言えないという面もありますので、これから建築及び土木に関しては、雪も降ることですし、さまざまな要素も含まれておりますので、設計業者を選定しましたら、その辺のところは重々お互い意見を交換しながら、公共工事、決してなくなるものではございませんので、財政も厳しいことですので、少しでも安い方向でやってもらえれば幸いと思っておりますので、これからも次世代の方へ伝承してもらえるよう、再質問として終わります。

○副議長（平田博幸君）

答弁はいいですか。小田桐町長。

○町長（小田桐智高君）

境森線について私からもお話しいたします。

地元の相馬議員は非常に交通の安全、それから流れによって歩く人の安全を確保したいという思いからあの道路についての注意点などを提案していただいたので、その点はよく私も今聞いておりまして、最善を尽くしてよりいい道路に仕上げていきたいと、こう思っています。これも長年かけて町道境森線については、田舎館との共同作業ということで、かなりの長い年月をかけて整備してまいりました。田舎館さんもかなり高額なお金をかけて、わ、間違ってしゃべっていないよね、その路線だよね。田舎館さんも高額なお金を投資しながら、藤崎と相歩調を合わせて整備した箇所であります。これについては玄輝門さんも含めて長年の要望をいただいておりました整備箇所でありまして、玄輝門さんはむしろ喜んでいらっしゃるんじゃないかなと、こう思っています。あとは、そこにいらっしゃる子供さん、地域にお住まいの住民たちの安全をどう確保するかということが大事でしょうから、ご指摘の点、いつも地元で見ていらっしゃるので、気がつき次第、それをまた指摘していただいて、より安全な道路に仕上げていきたいと思います。これは担当課も含めて、関係者みんな、財政も含めて、かなりの高額な財政を投入している道路ですので、これはもう文句のない道路にさらに仕上げていきたいと思っていますので、よろしくご理解をお願いしたいと。

このようにして町はこれからもまた、そういう土木でも建築でも必要なところを長い年月かかったとしても整備していきたいと。町民の願いにこたえていきたいというふうにしてまいりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いして、答弁、まだ時間がありましたので、補足で申しわけありませんけれども、答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（平田博幸君）

これで七番相馬勝治君の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散　会　午後三時十一分